

中小企業支援施策の体系と重点施策

～令和２年度 中小企業施策の要点～

令和２年２月１５日

中国経済産業局 中小企業課

日本は少子高齢化・人口減少に直面

**こうした中で、中小企業・小規模事業者は
3つの大きな構造変化に直面**

①経営者の高齢化

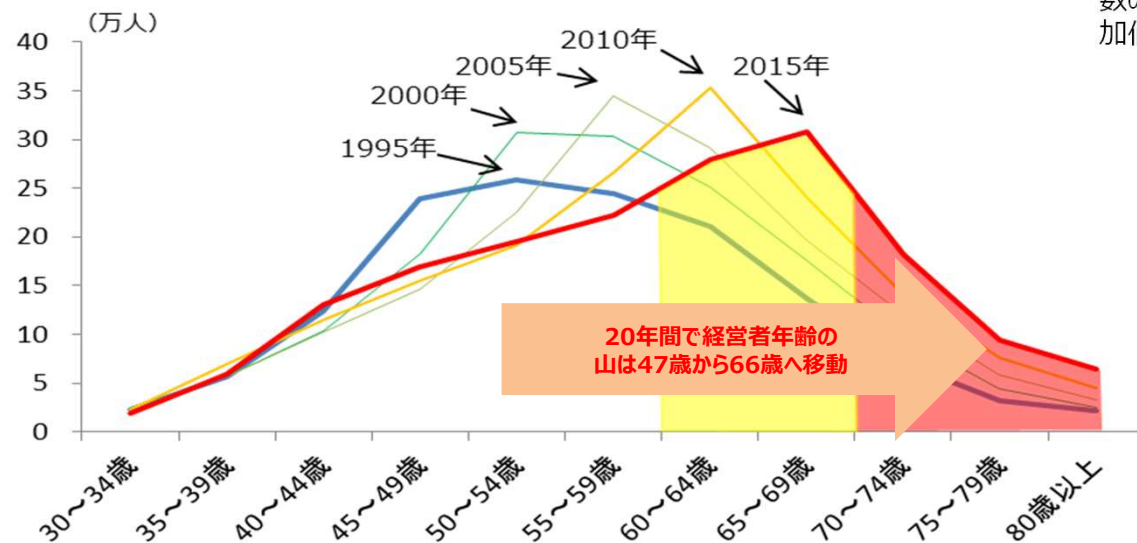
②人手不足

③人口減少による弱い内需と過疎化

構造変化①「経営者の高齢化」その1

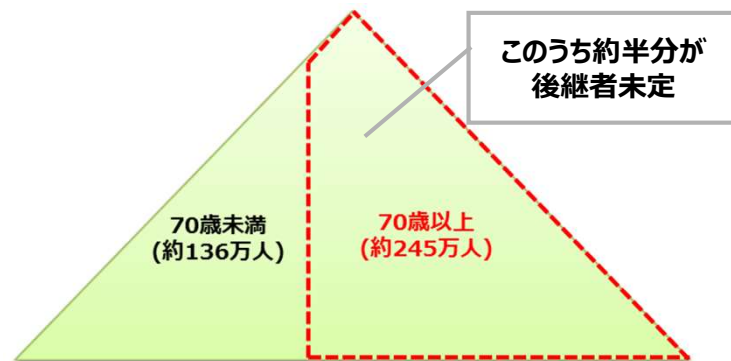
- 今後10年の間に、70歳(平均引退年齢)を超える中小企業・小規模事業者の経営者は約245万人となり、うち約半数の**127万(日本企業全体の1/3)**が後継者未定。
- 現状を放置すると、中小企業廃業の急増により、**2025年頃までの10年間累計で約650万人の雇用、約22兆円のGDPが失われる可能性**※。

中小企業の経営者年齢の分布(法人)



平成28年度 (株)帝国データバンクの企業概要ファイルを再編加工

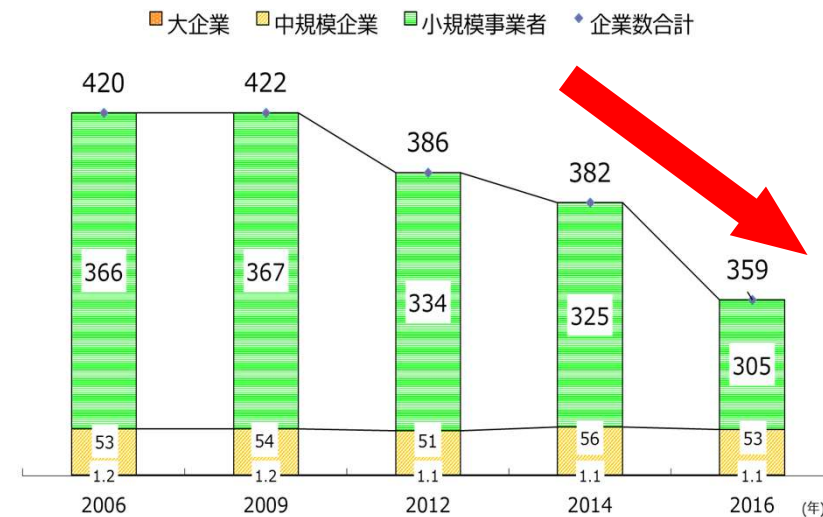
中小企業・小規模事業者の経営者の2025年における年齢



平成28年度総務省「個人企業経済調査」、平成28年度 (株)帝国データバンクの企業概要ファイルから推計

※2025年までに経営者が70歳を越える法人の31%、個人事業者の65%が廃業すると仮定。雇用者は2009年から2014年までの間に廃業した中小企業で雇用されていた従業員数の平均値(5.13人)、付加価値は2011年度における法人・個人事業主1者あたりの付加価値をそれぞれ使用(法人：6,065万円、個人：526万円)。

企業数が減少

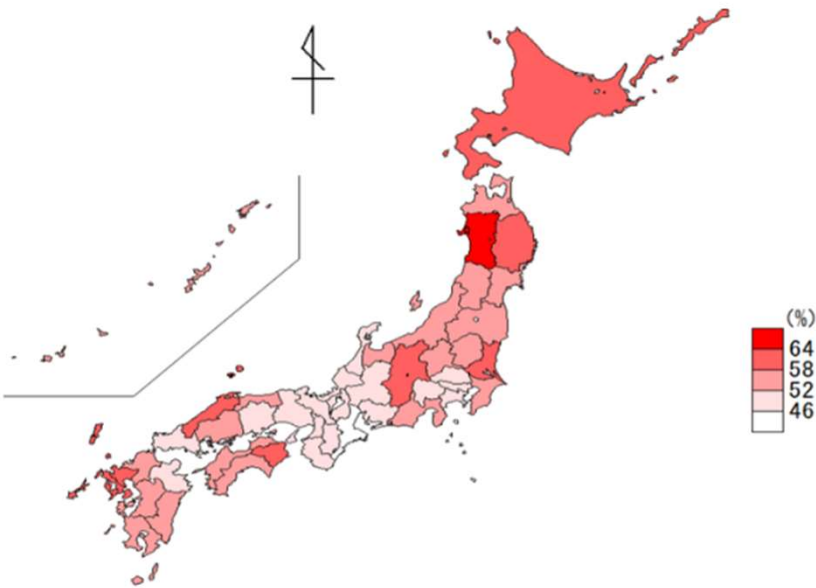


構造変化①「経営者の高齢化」その2

- 特に地方において、事業承継問題は深刻。事業承継問題の解決なくして、地方経済の再生・持続的発展なし。

特に地方において経営者の高齢化は深刻

60歳以上の経営者割合(法人)

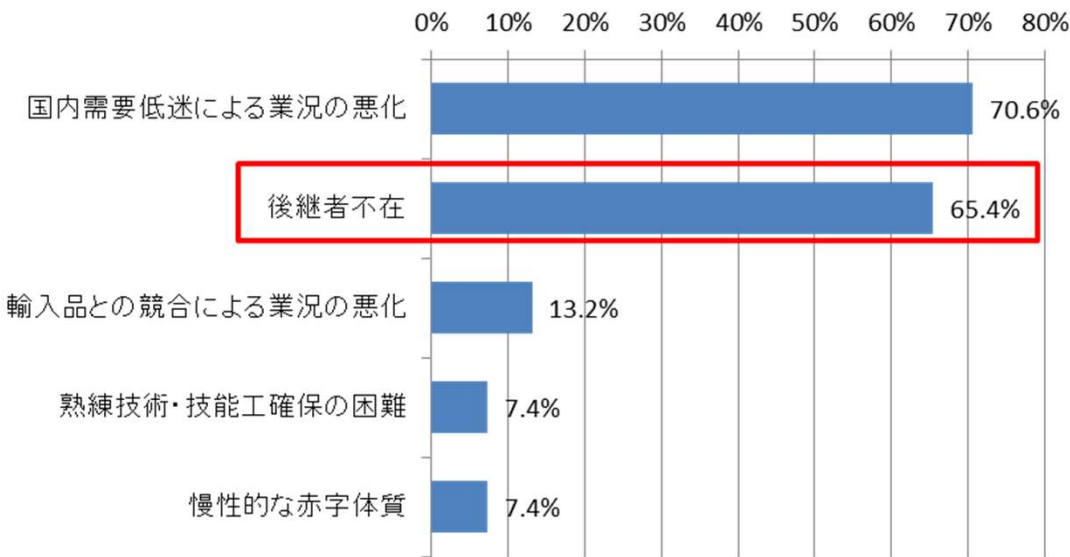


(出典)東京商工リサーチのデータを再編・加工
※3カ年以上財務情報があり、黒字の企業におけるデータ

1	秋田県	66.7%
2	島根県	62.8%
3	佐賀県	60.9%
4	北海道	60.3%
5	茨城県	58.9%

全国各地の産地において後継者不在による倒産・廃業が進展

産地における倒産・廃業の理由(複数回答)



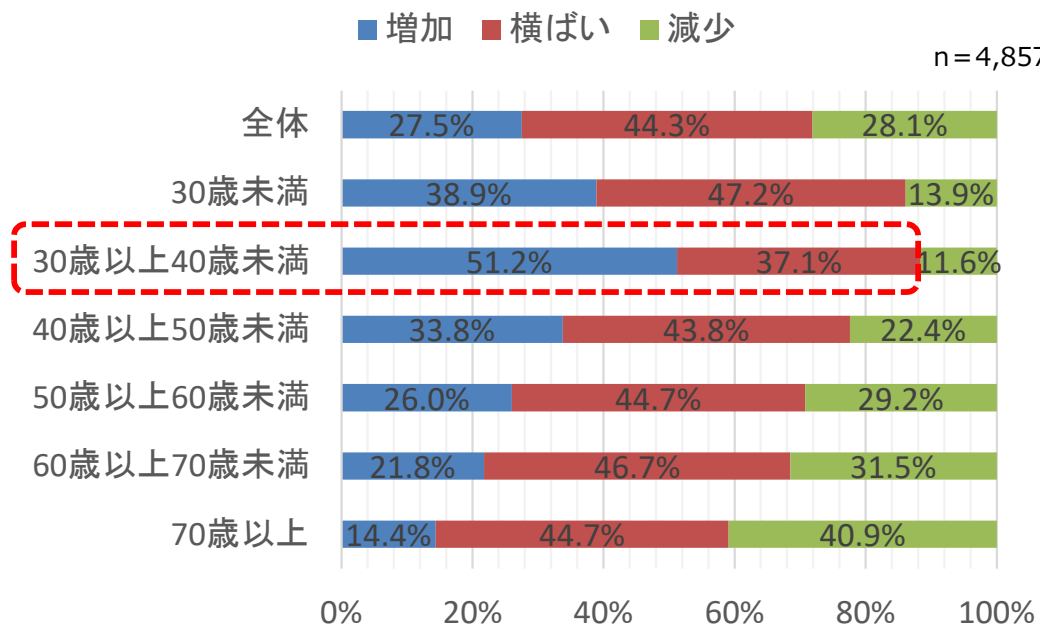
(出典)日本総研株式会社委託調査
※全国578の産地を対象にし、263の産地(西陣織 益子焼、川口鋳物等)からの回答を元に調査。

構造変化①「経営者の高齢化」その3

- **経営者が若返る**ことにより、企業活力が向上し、**生産性向上につながり得る**。例えば、若い経営者層では、売上高が増加する傾向。
- **廃業企業の中にも、黒字企業は半数**存在。
また、売上高が大きく、地域の中核になっているような企業も、後継者難に直面。

図1

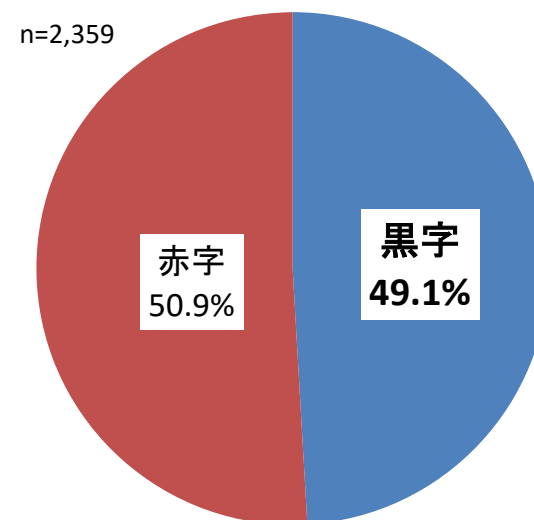
経営者年齢層毎の売上高



(資料) 平成27年度 中小企業庁委託調査

図2

休廃業企業における経常黒字比率

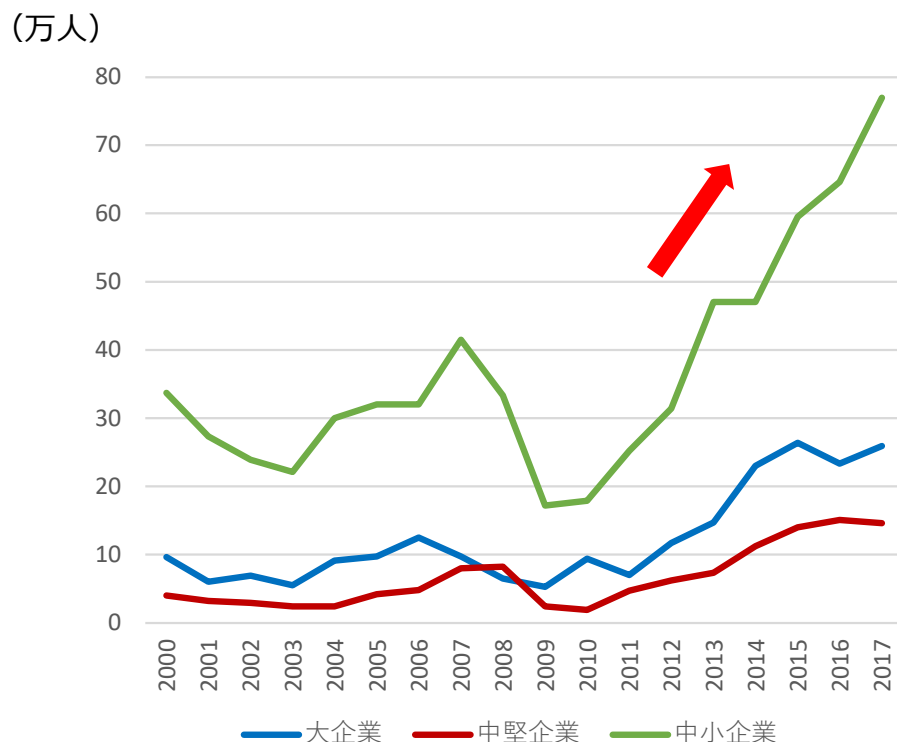


(資料) 平成28年度 東京商工リサーチ調査を再編・加工

構造変化②「人手不足」その1

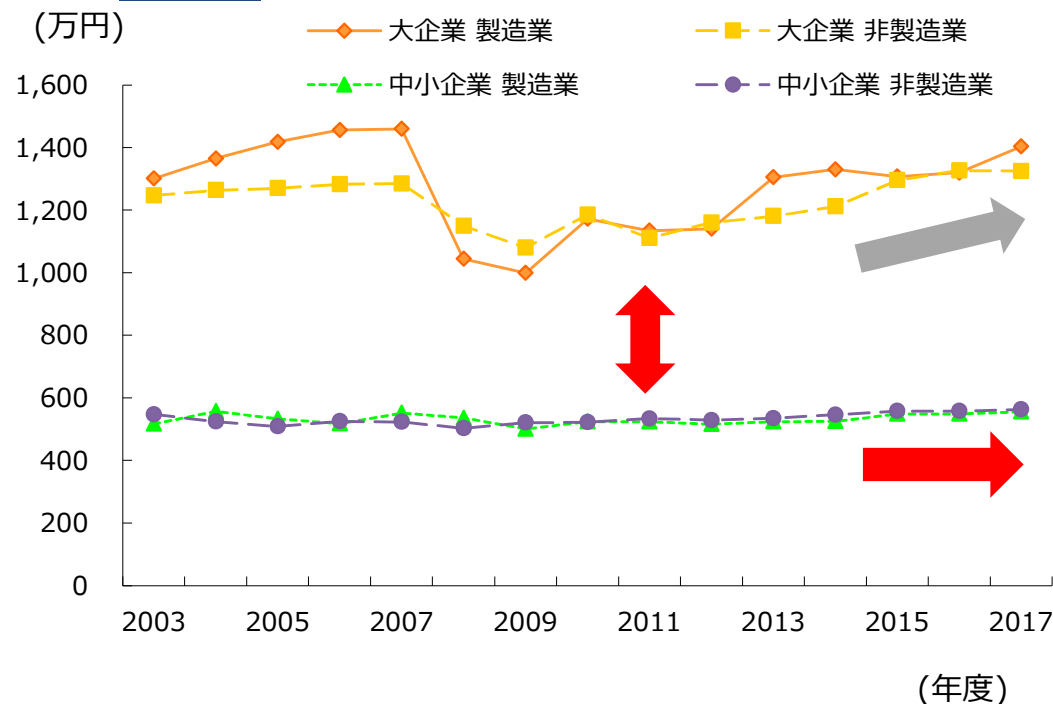
- 1995年をピークに生産年齢人口は減少の一途。
- 女性や高齢者の就業率は上昇しているものの、特に中小企業は過去最高水準の人手不足に直面しており、70万人超の人手不足が発生、更に拡大。
- 人手不足の中にあっては生産性向上が急務であるが、中小企業の生産性は、大企業と比較して低く、改善もしていない。

図1 未充足求人数（人手不足数）の推移



※各年度の数値は、6月末時点のもの。
(資料) 厚生労働省「雇用動向調査」

図2 企業規模別の労働生産性の推移



資料：財務省「法人企業統計調査年報」

(注) 1.ここでいう大企業とは資本金10億円以上、中小企業とは資本金1億円未満の企業とする。

2.平成18年度調査以前は付加価値額＝営業純益(営業利益－支払利息等)＋役員給与＋従業員給与＋福利厚生費＋支払利息等＋動産・不動産賃借料＋租税公課とし、平成19年度調査以降はこれに役員賞与、及び従業員賞与を加えたものとする。

構造変化②「人手不足」その2

- 人手不足解消には、生産性向上につながる設備投資が必要不可欠。
- 足下では設備老朽化等を背景とした維持・更新投資が中心だが、**生産性向上につながる前向きな投資をより一層促進していく必要**。

図1 中小企業の設備投資

(兆円・後方4四半期平均)

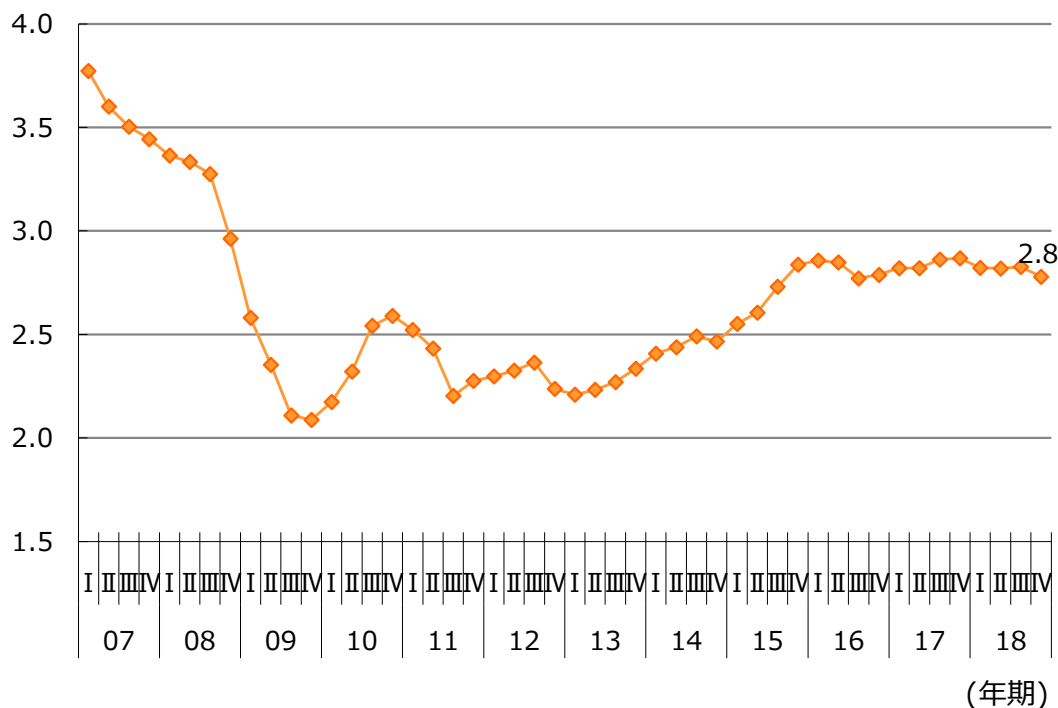


図2 中小企業の設備投資目的

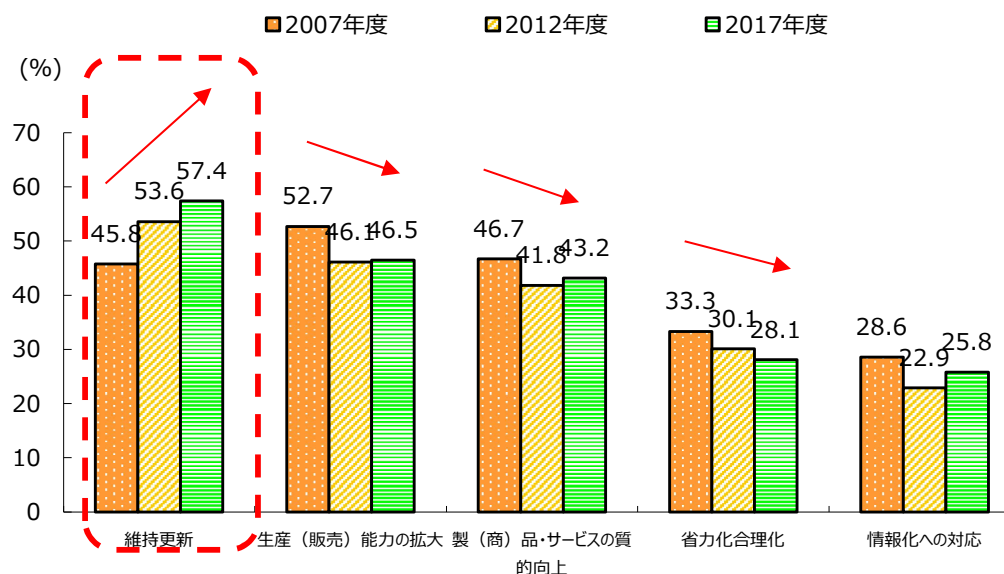


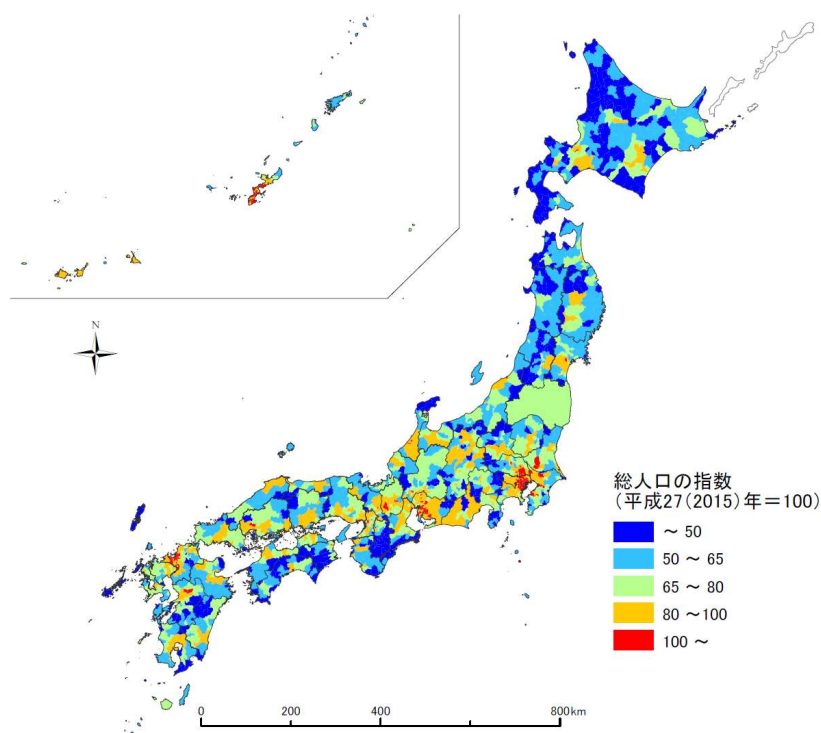
図1：財務省「法人企業統計調査季報」

図2：内閣府・財務省「法人企業景気予測調査」(注)2017年度の上位5項目を抜粋している。

構造変化③「人口減少による弱い内需と過疎化」

- 既に南関東以外の地域で人口が減少。更に2020～2025年以降、南関東も含む日本全地域において人口が減少する見通し。
- 対個人サービスをはじめとするサービス業の労働生産性は、人口密度に左右される傾向。
- 内需が弱い中において海外需要の獲得も重要であるが、中小企業の輸出企業割合は、諸外国と比べて低い。

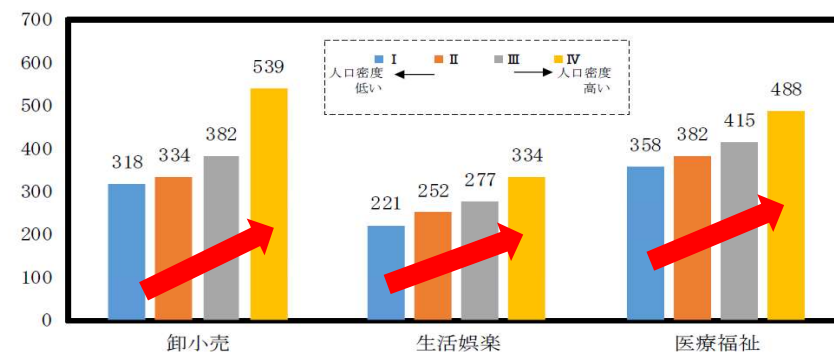
図1 日本の地域別将来推計人口（2045年）



(資料) 社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

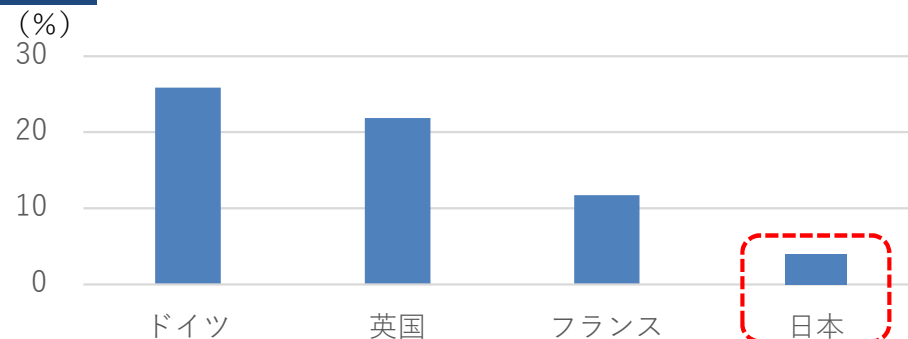
図2 人口密度とサービス業の労働生産性

(事業者1人当たり付加価値、万円)



(資料) 内閣府「地域の経済2015」

図3 中小企業における輸出企業の割合



(資料) 通商白書2017

(※) EU諸国については、EU域内向けを含む。

中小企業予算案のポイント

(令和2年度当初：1,111億円 令和元年度補正：4,067億円)

※以降、令和元年度は「R1」、令和2年度は「R2」と記載

※灰色網掛け欄は対応する主な措置の例示したもの。

①事業承継・再編・統合等による新陳代謝の促進【R1補正 64億円／R2当初 148億円】

- 経営者保証の解除促進に向けた専門家支援。事業承継時に経営者保証を不要とする新たな信用保証メニューの創設、専門家の確認を受けた場合に保証料を最大ゼロ（管理費の一部を除く）と大幅軽減。
- マッチング支援により、第三者承継を後押し。

- 補正 事業承継時の経営者保証解除に向けた専門家による支援【13億円】
- 当初 中小企業信用補完制度関連補助・出資事業【73億円】
- 当初 中小企業再生支援・事業引継ぎ支援事業【75億円】

②生産性向上・デジタル化【R1補正 3,610億円／R2当初 311億円】

- 中小企業の今後相次ぐ制度変更への対応のため、生産性向上を継続的に支援。「ものづくり補助金」「IT導入補助金」「小規模事業者持続化補助金」を一体運用。
- 専門家による、生産性向上に課題を抱える業種の特性に応じた相談対応。
- 中小企業の現場へのAI導入を支援する人材の育成・普及。

- 補正 中小企業生産性革命推進事業【3,600億円】
- 補正 当初 中小企業・小規模事業者の生産性向上支援体制強化 等【52億円】
- 当初 AI人材連携による中小企業課題解決促進事業【6億円】

③地域の稼ぐ力の強化・インバウンドの拡大【R1補正 18億円／R2当初 261億円】

- 地域経済を牽引する企業等を重点的に支援し、イノベーションによる新事業展開（地域未来投資）を促進。
- 訪日客目線でのコンテンツ開発、商店街等のデータ活用等によるインバウンド需要の取込強化。
- 地域・社会課題を解決するビジネスモデルや地域における創業を支援。

- 当初 地域未来投資促進事業【143億円】
- 補正 インバウンド需要拡大推進事業【5億円】
- 当初 地域・企業共生型ビジネス導入・創業促進事業【5億円】

④災害からの復旧・復興、強靱化【R1補正 375億円】

- 補正 グループ補助金【190億円】、地域企業再建支援事業（自治体連携型補助金）【41億円】 等

※この他、臨時・特別の措置として、商店街活性化・観光消費創出事業を措置。（令和2年度予算案30億円）

1. 事業承継

事業承継支援策の全体像

- 後継者が決まっている事業者には**税制措置等による支援**を、決まっていない事業者には**気付きの機会の提供、マッチング支援**等により後継者探しを支援。加えて、**事業承継後のチャレンジ**も支援。
- こうした切れ目のない事業承継支援策を、**今後10年で集中して実施**することとしている。

事業承継支援策の全体像

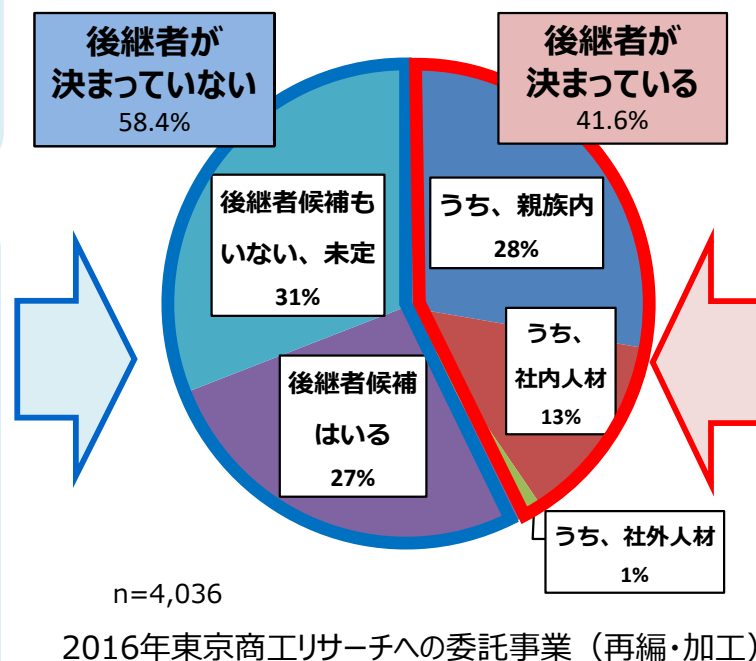
気付きの機会の提供

- ✓ 事業者の身近にいる**金融機関、士業等専門家**が経営者に働きかけ、**プッシュ型事業承継診断**を徹底実施(**年5万者**)し、専門家を派遣する費用等を支援

マッチングの支援

- ✓ 年間1千～2千件のマッチングが実現できるよう、専門家の増員等、「**事業引継ぎ支援センター**」の体制を強化
- ✓ 事業引継ぎ支援データベースを、**平成31年度から抜本拡充**
- ✓ **中小機構出資の事業承継ファンド**から出資を受けた中小企業に対する**特例措置**を創設予定（平成31年度税制改正）
- ✓ 第三者承継を後押しするため、**M & Aに係る登録免許税、不動産取得税を減免**（平成30年度税制改正）

中小企業の後継者選定状況



法人の事業承継税制の拡充

- ✓ 平成30年度税制改正において、法人の事業承継税制の以下の要件を、10年限定で抜本拡充
- ①対象株式等の上限の撤廃
- ②対象者の拡大
- ③雇用要件の抜本的見直し
- ④売却・廃業時の減免制度の創設

個人版事業承継税制の創設

- ✓ 平成31年度税制改正において、10年間限定の措置として、個人事業者の事業承継を促進するため、**土地、建物、機械・器具備品等の承継に係る相続税・贈与税の100%納税猶予制度**を創設

事業承継後のチャレンジ支援

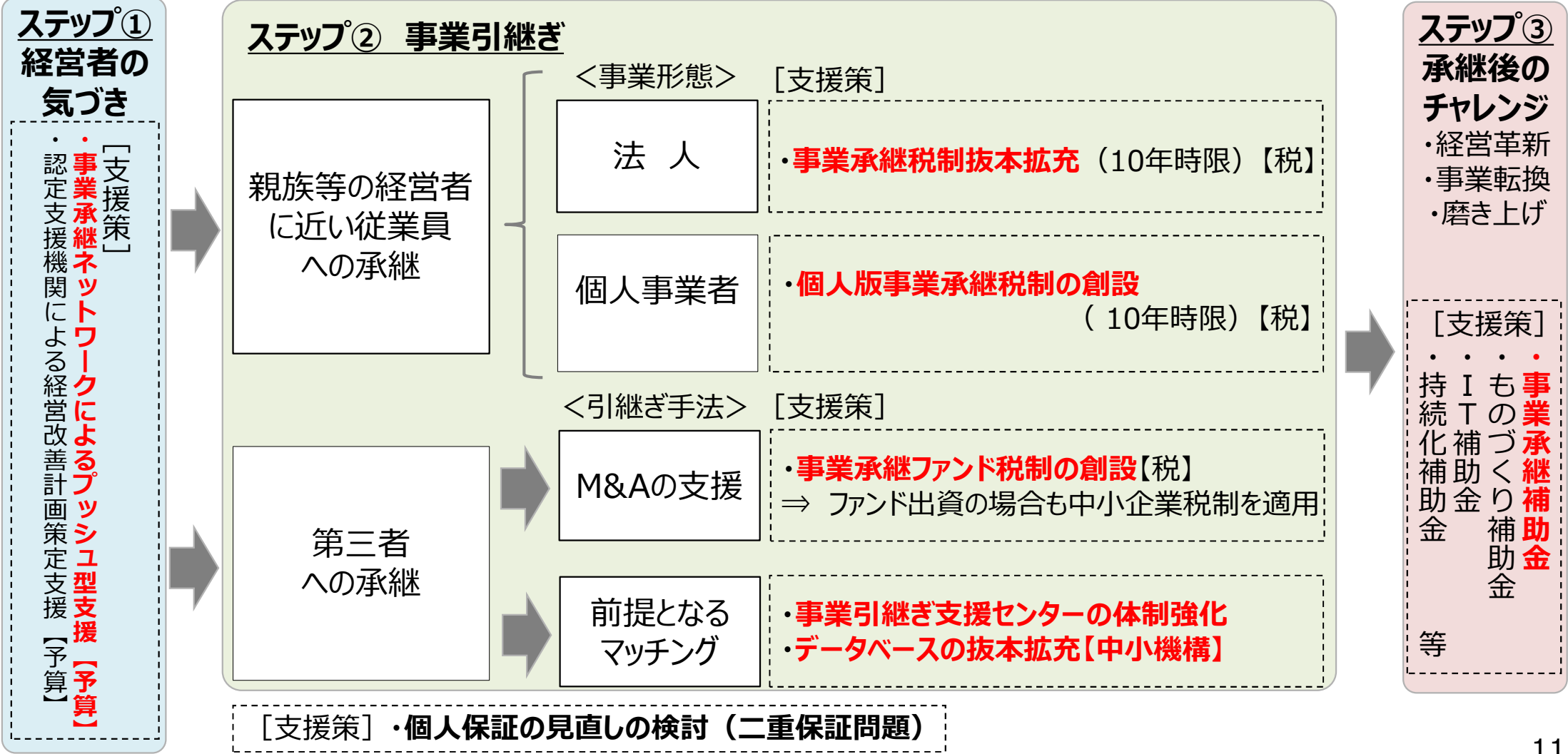
事業承継補助金

- ✓ 事業承継やM & Aを通じた事業引継ぎを契機として、**経営革新や事業転換**に取り組む中小企業の**設備投資等**を支援する

事業承継・再編・統合等による新陳代謝の促進

- 事業承継のステップ毎にきめ細かな支援を行い、事業承継を引き続き重点的に進める。
 - 昨年度の税制改正では、法人の事業承継税制を抜本的に拡充。さらに今年度の税制改正においては、個人事業者の事業承継を後押しする新税制を創設した。
- ➡ **中小企業の事業承継を後押しする税制措置が完成。**

事業承継のステップと支援策



法人版事業承継税制①

拡充（平成30年度）

- 事業承継の際の贈与税・相続税の納税を猶予する「事業承継税制」を、**平成30年4月1日から平成35年3月31日までに特例承継計画を提出し、平成30年1月1日から平成39年12月31日までに実際に承継を行う者を対象とし、抜本的に拡充。**

◆ 税制適用の入り口要件を緩和 ～事業承継に係る負担を最小化～

改正前

- 納税猶予の対象になる株式数には**2/3の上限**があり、相続税の**猶予割合は80%**。後継者は事業承継時に多額の贈与税・相続税を納税することがある。
- 税制の対象となるのは、**一人の先代経営者から一人の後継者**へ贈与・相続される場合のみ。

改正後

- 対象株式数の**上限を撤廃**し全株式を適用可能に。また、**納税猶予割合も100%に拡大**することで、承継時の税負担ゼロに。
- 親族外を含む**複数の株主から、代表者である後継者（最大3人）**への承継も対象に。中小企業経営の実状に合わせた、多様な事業承継を支援。

◆ 税制適用後のリスクを軽減 ～将来不安を軽減し税制を利用しやすく～

改正前

- 税制の適用後、**5年間で平均8割以上**の雇用を維持できなければ猶予打ち切り。人手不足の中、雇用要件は中小企業にとって大きな負担。
- 後継者が自主廃業や売却を行う際、経営環境の変化により株価が下落した場合でも、**承継時の株価を基に贈与・相続税が課税される**ため、過大な税負担が生じうる。

改正後

- 5年間で平均8割以上の雇用要件を**未達成の場合でも、猶予を継続可能**に（経営悪化等が理由の場合、認定支援機関の指導助言が必要）。
- **売却額や廃業時の評価額を基に納税額を計算**し、承継時の株価を基に計算された納税額との差額を減免。経営環境の変化による将来の不安を軽減。

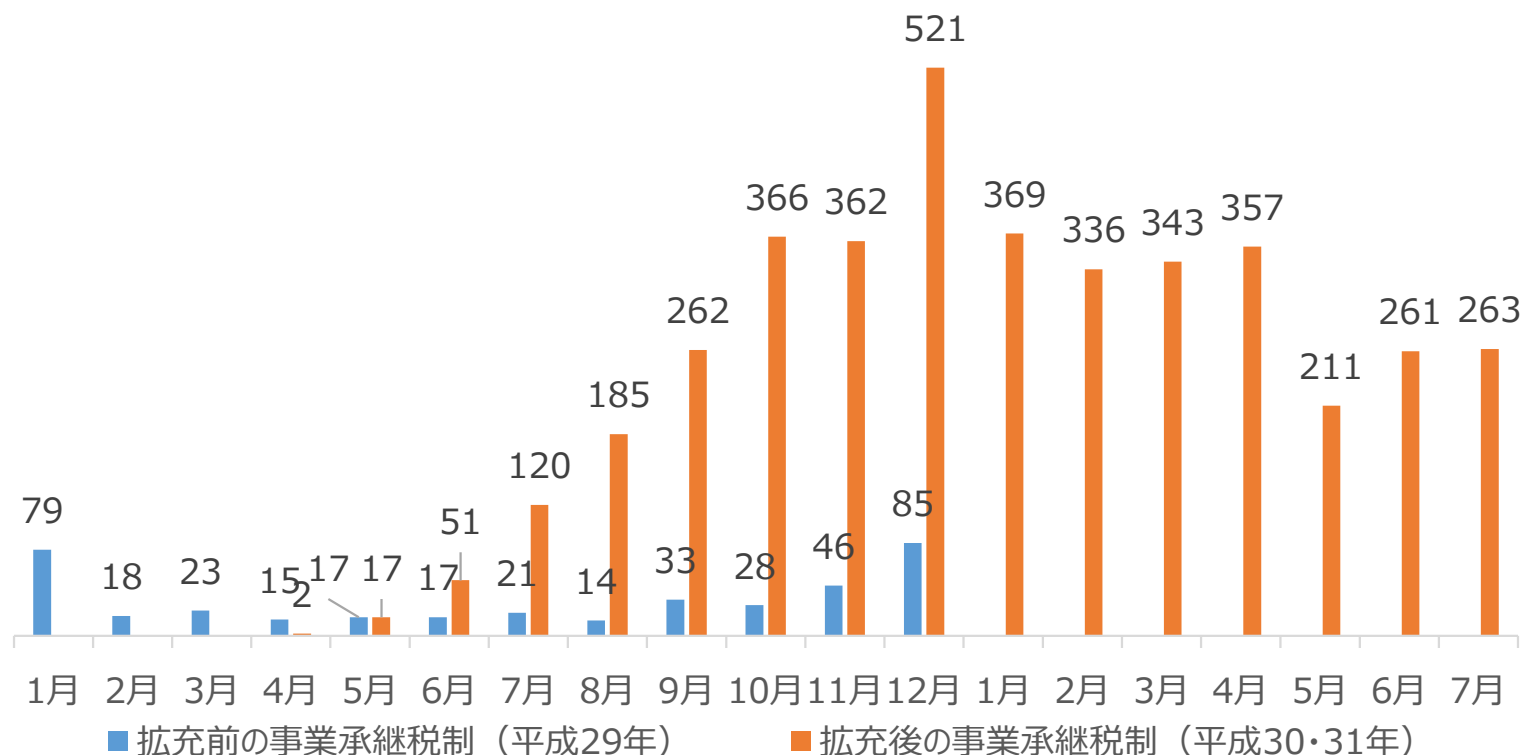
※以上のほか、相続時精算課税制度の適用範囲の拡大及び所要の措置を講じる。

法人版事業承継税制②

- 事業承継の際の贈与税・相続税の納税を猶予する「法人向け事業承継税制」を、平成30年度税制改正で抜本的に拡充。
- 拡充前は、11年間（平成20年度～30年度）で2,500件の利用だったが、拡充後は、昨年4月から今年7月までの16ヶ月間で、既に**4,026件**の申請がなされている。

○法人向け事業承継税制の申請件数

拡充前は、11年間（平成20年度～30年度）で2,500件の利用だったが、
拡充後は、昨年4月から今年7月までの16ヶ月間で、既に**4,026件**の申請がなされている。



- 個人事業者についても、円滑な世代交代を通じた事業の持続的な発展の確保が喫緊の課題となっていることを踏まえ、**個人事業者の事業承継を促進するため、10年間限定で、多様な事業用資産の承継に係る相続税・贈与税を100%納税猶予する「個人版事業承継税制」を創設。**

改正概要

① 多様な事業用資産が対象

事業を行うために必要な多様な事業用資産が対象

○**土地・建物**（土地は400㎡、建物は800㎡まで）

○**機械・器具備品**

（例）工作機械・パワーショベル・診療機器 等

○**車両・運搬具**

○**生物**（乳牛等、果樹等）

○**無形償却資産**（特許権等）

等

【工作機械】



【診療機器】



② 相続税だけでなく贈与税も対象

生前贈与による早期の事業承継準備を支援

③ 納税額の全額（100%）が納税猶予

後継者の承継時の現金負担をゼロに

④ 10年間の時限措置

平成31年1月1日～平成40年12月31日の間
に行われる相続・贈与が対象

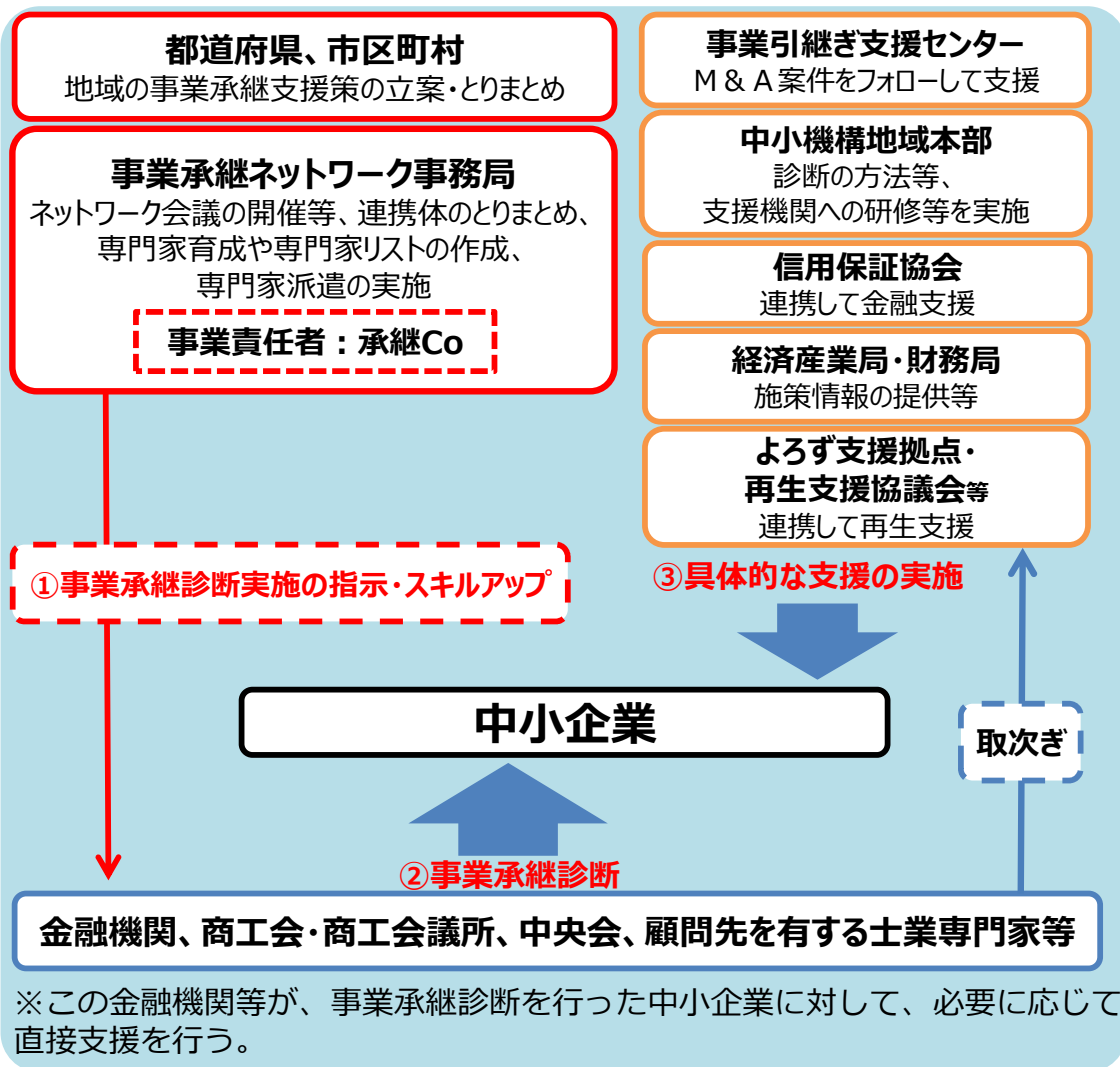
注1：制度を活用するためには、①経営承継円滑化法に基づく認定が必要
②平成31年度から5年以内に、予め承継計画を提出することが必要

注2：既存の事業用小規模宅地特例との選択制

事業承継ネットワークの概要

- 早期・計画的な事業承継の準備に対する**経営者の「気付き」**を促すため、**都道府県単位**で、商工会・商工会議所、金融機関等の身近な支援機関から構成される「**事業承継ネットワーク**」を構築する事業を**平成29年度から開始**。
- 「**プッシュ型**」の「**事業承継診断**」により、経営者の事業承継に係る悩み、課題、ニーズを掘り起こし、適切な**支援機関**に取り次ぐとともに、必要に応じて**地域の専門家による支援**も実施。

構成メンバーと支援スキーム



具体的事例

静岡県：地域一体となった支援の仕組み作り

- ・静岡県では、平成29年度から精力的に事業承継診断を実施。
- ・加えて、ケースワークを通じた、現場での事業承継支援スキルを習得する研修会を開催し、構成機関のスキルアップを図った。
- ・更に、事業承継診断後の支援のために、事業承継の**専門家リストを作成し支援体制を構築**した。
- ・平成30年度は、県内全ての企業が相談できるよう、県内全ての商工会、商工会議所で定期的に相談会を実施。すでに12月末時点で**330件を超える相談に対応**。
- ・今後は引き続き相談会を実施するほか、具体的に事業承継が進むよう専門家派遣等の具体的な支援により県内の事業承継問題に対応する。



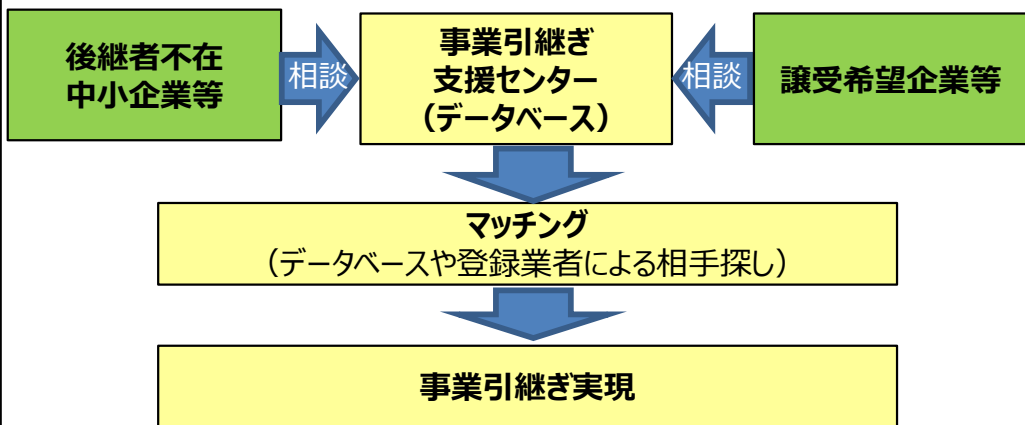
愛知県：トライアル支援による地域独自の支援体制の構築

- ・愛知県では、平成29年度「**事業承継診断マニュアル**」の作成、**「事業承継診断説明会」を経て、事業承継診断を開始**。
- ・事業承継診断後、企業のニーズに応じて事業承継計画の策定などを行う**トライアル支援を実施**。
- ・「トライアルコーディネーター」総括の下、土業団体から推薦された専門家及び顧問税理士、商工会経営指導員などの支援機関職員がチームを組み、企業の事業承継課題に対する支援を実施。
- ・平成29年度はトライアル支援を5社実施したが、そのノウハウを活かし、平成30年度は**80社実施**することとし、更なるニーズに沿った支援を展開している。

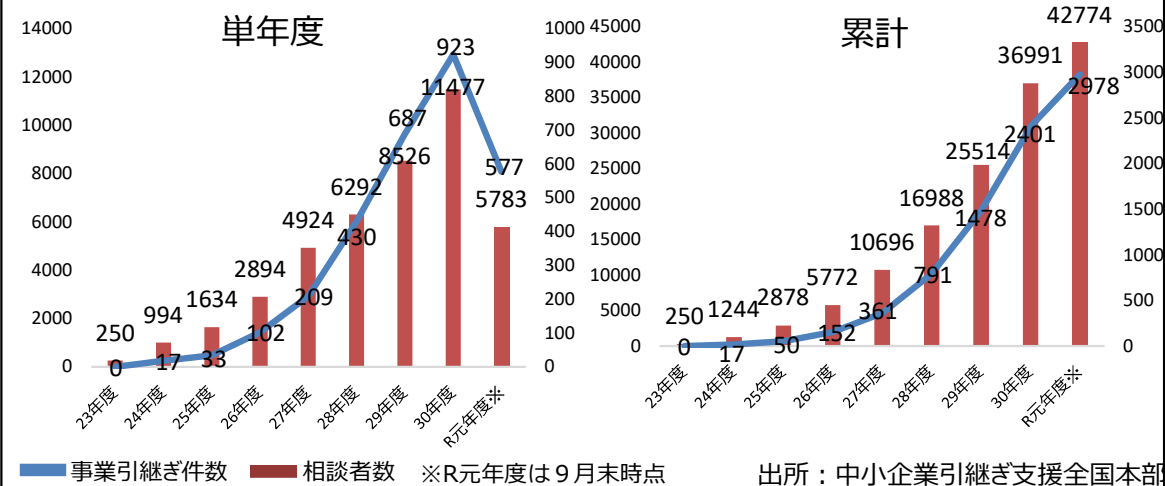
事業引継ぎ支援センターの活動状況

- 後継者不在の中小企業・小規模事業者の事業引継ぎを支援するため、マッチング支援を行う「事業引継ぎ支援センター」を全国47都道府県に設置。
- 平成23年の発足以来、年々実績を上げており、相談件数は40,000件を突破し、3,000件程度の事業引継ぎを実現。

事業引継ぎ支援センターの支援スキーム



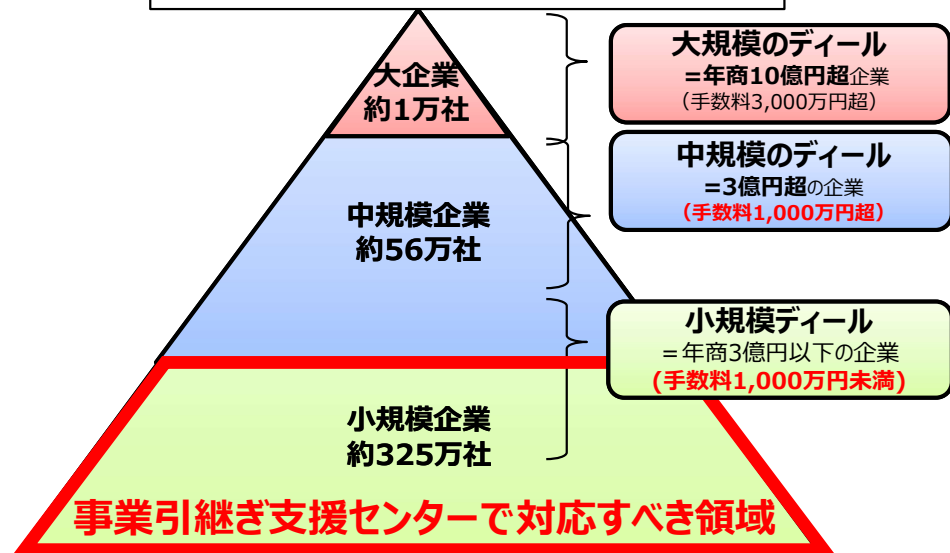
事業引継ぎ支援センターの支援実績



センターにおける支援の流れ

- ①相談対応（一次対応）
 - ・相談対応を通じ、事業引継ぎ支援の実施の可否を判断。
- ②登録機関への橋渡し（二次対応）
 - ・相談案件をセンターの登録機関（仲介業者、金融機関等）に取り次ぐ。
- ③センターによるマッチング（三次対応）
 - ・マッチング相手がいる場合や登録機関の不調案件を、センターが士業法人等を活用してマッチングを実施。

小規模M & Aマーケットの現状



第三者承継における課題と対応の方向性

- 現在、中小企業のM&Aは年間4,000件弱に留まり、潜在的な後継者不在の中小企業の数（127万者）からして不十分。
- その背景として、以下3つの課題が存在。それぞれで抜本的な対策が必要。

マッチング前

課題①

売り案件が圧倒的に少数

※中小M&A市場の売り・買い案件の割合
1：9程度

- ① 経営者にとって第三者承継が身近でなく、他者へ「売る」ことへの抵抗感が根強い。
- ② 仲介手数料や仲介業者などのM&Aに係る情報が不十分で、売りを躊躇。

マッチング時

課題②

マッチングの成立が困難

※事業引継ぎ支援センターの成約率約8%

- ① 個人保証の存在により、承継を拒否。
- ② 適切な相手が見つからない。
(従業員含む)

マッチング後

課題③

承継後の経営統合が困難

- 承継後の経営統合や事業戦略の再構築にコストを要し、承継を躊躇。

3つの柱で政策を抜本強化

1. 経営者の売却を促すための
ルール整備や官民連携の取組

2. マッチング時のボトルネック除去や
登録事業者数の抜本増加

3. マッチング後の各種コスト軽減

黒字廃業を回避するための**第三者承継支援総合パッケージ**（10年間の集中実施）

- **10年間で60万者**（6万者/年×10年）の**第三者承継の実現**を目指す。
- **技術・雇用等の中小企業の経営資源を、次世代の意欲ある経営者に承継・集約。**

1. 経営者の売却を促すためのルール整備や官民連携の取組

- （1）**「事業引継ぎガイドライン」を改訂し、経営者が適正な仲介業者・手数料水準を見極めるための指針を整備。第三者承継を経営者の身近な選択肢とする。**
- （2）**事業引継ぎ支援センターの無料相談体制を抜本強化し、経営者が気軽に相談できる第三者承継の駆け込み寺に。**

2. マッチング時のボトルネック除去や登録事業者数の抜本増加

- （1）**「経営者保証ガイドライン」の特則策定により、個人保証の二重取りを原則禁止。**
- （2）**「事業引継ぎ支援データベース」を民間事業者にも開放し、スマホのアプリを活用したマッチングなど、簡便なしくみを提供。**

3. マッチング後の各種コスト軽減

- **新社長就任に向けた後継者の教育支援や、事業の選択と集中を促す補助金の創設をはじめ、予算・税・金融支援を充実。**

(参考 1) 第三者承継のフローと具体的な支援策

- 第三者承継の促進に向け、機運の醸成、マッチングの円滑化、マッチング後の取組支援と、それぞれのフェーズで顕在化している課題に応じて、切れ目のない支援を実施する。

第三者承継の課題と支援の全体像

(★R2年度からの新たな取組 ◆R元年度補正予算関連の取組 ●延長・継続する取組)

機運醸成・環境整備

売却を躊躇

★事業承継の機運醸成

- ・ 事業引継ぎ支援センターと民間プラットフォーマー等が連携し、身近な形での仲介を推進

★地域金融機関・民間仲介事業者との連携強化等

- ・ 地銀等を通じた中小企業への人材紹介の促進等

情報不足

★事業引継ぎガイドライン

- ・ 民間仲介事業者に中小M&A時の指針を提示

マッチングの円滑化

個人保証

★経営者保証解除パッケージ

- ・ 「経営者保証ガイドライン」の特則を策定し、先代経営者と後継者からの保証の二重取りを原則禁止
- ・ 経営者保証を不要とする新たな信用保証制度の創設

相手の不在

●事業引継ぎ支援センターの体制強化

- ・ 後継者人材バンクの活用によるマッチング強化
- ・ データベースの開放による民間事業者の参入促進

●官民による事業承継ファンドの積極活用

- ・ 民間・中小機構のファンドを通じた企業価値向上

●中小企業投資育成を通じたMEBOの支援

- ・ 投資の出資による資金調達と安定株主の導入

マッチング後の取組支援

マッチング後の事業化・経営戦略

◆事業承継補助金の充実化

- ・ ベンチャー型事業承継など、新規性の高い取組に対して、補助率の引上げなど支援充実化
- ・ 事業の選択と集中と促す仕組みの導入

◆事業承継ネットワークの体制強化

- ・ 専門家派遣を通じた、承継後の経営指導

後継者の教育

◆承継トライアル事業

- ・ 後継者教育の「型」を実証しマッチング精度を向上

マッチング後の税・資金負担

●登録免許税・不動産取得税の軽減

- ・ 買い手の負担軽減により、第三者承継の効果を最大化

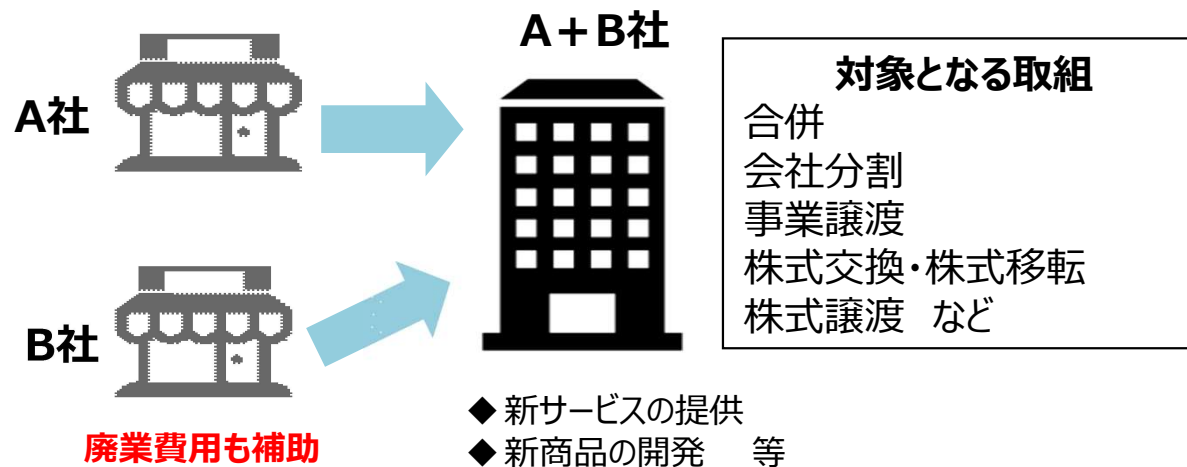
●金融支援

- ・ 承継円滑化法に基づく信用保証・公庫融資の特例

事業承継補助金

- 第三者承継を契機に、新たな取組に挑戦する事業者を補助金（最大1,200万円）により後押し。
- 来年度からは、ベンチャー型事業承継枠等を新設するとともに、事業を譲渡する者の廃業費用も補助対象とし、事業の選択と集中を促す。

M & A後の新たな取組等を補助



枠組		補助率	補助上限額	上乗せ額 ※廃業を伴う場合	合計
原則枠	経営者交代型	1 / 2	225万円	+225万円	450万円
	M&A型	1 / 2	450万円	+450万円	900万円
ベンチャー型事業承継枠 ・生産性向上枠	経営者交代型	2 / 3	300万円	+300万円	600万円
	M&A型	2 / 3	600万円	+600万円	1,200万円

機運醸成
・環境整備

マッチング
の円滑化

マッチング後の
取組支援

(参考) 事業承継補助金の採択結果 (平成30年度二次補正予算)

- 平成30年度二次補正予算の事業承継補助金の採択結果は以下のとおり。

<一次公募 (2019年4月12日～5月31日) >

	申請数		採択数		採択率	
	経営者交代型	M&A型	経営者交代型	M&A型	経営者交代型	M&A型
鳥取県	3	0	3	0	100%	-
島根県	1	1	0	0	0%	0%
岡山県	25	4	23	2	92%	50%
広島県	18	8	9	5	50%	63%
山口県	6	2	3	1	50%	50%
中国地域	53	15	38	8	72%	53%
全国	710	204	523	109	74%	53%

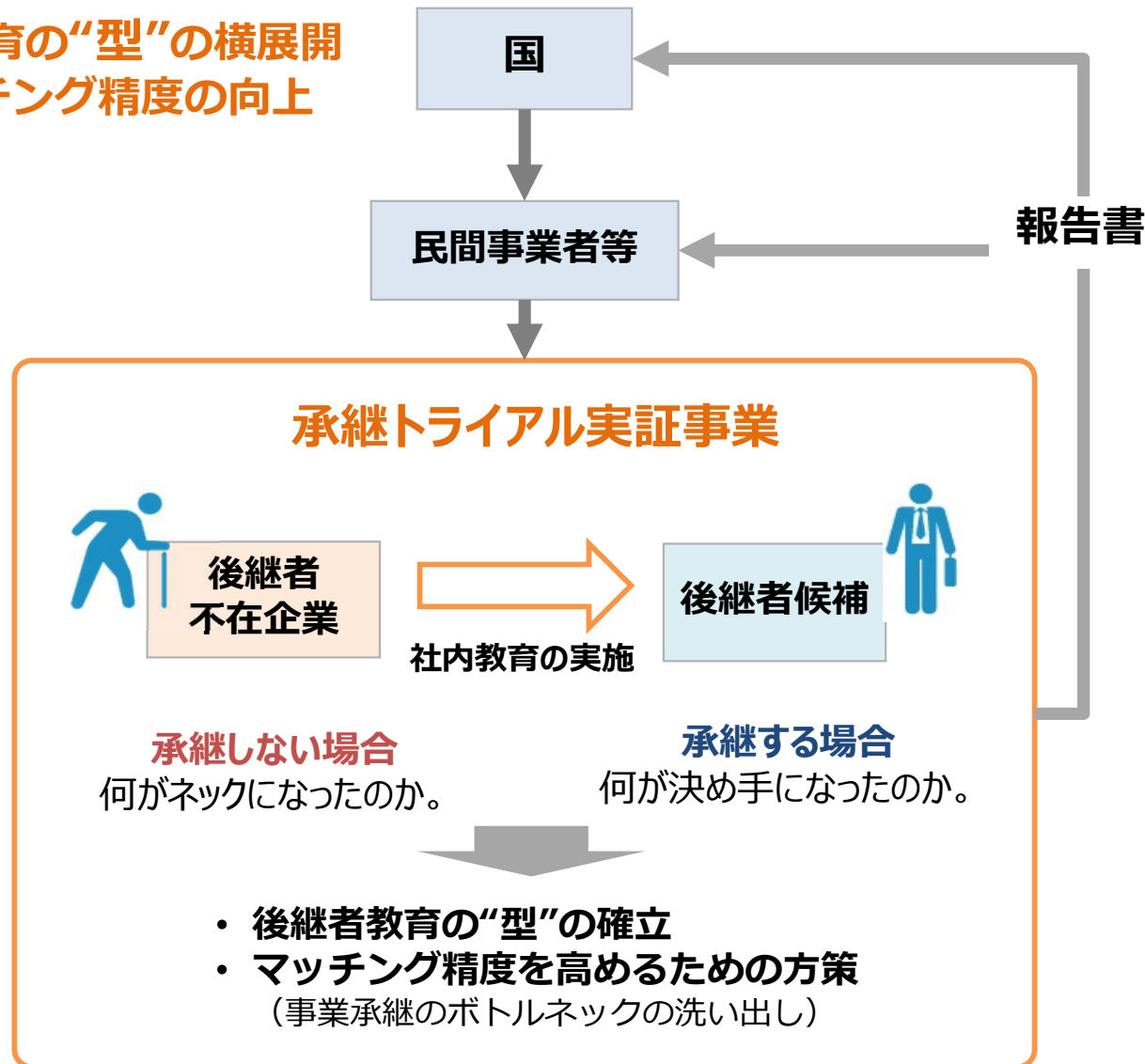
<二次公募 (2019年7月5日～7月26日) >

	申請数		採択数		採択率	
	経営者交代型	M&A型	経営者交代型	M&A型	経営者交代型	M&A型
鳥取県	1	2	1	1	100%	50%
島根県	0	1	0	0	-	0%
岡山県	13	1	4	1	31%	100%
広島県	9	1	6	0	67%	0%
山口県	2	0	0	0	0%	-
中国地域	25	5	11	2	44%	40%
全国	329	121	135	30	41%	25%

承継トライアル実証事業

- 中小企業の現場における後継者教育は個別性が高く、第三者承継時の課題となっている。
- 有効な後継者教育の内容や型を明らかにし、標準化を進めることでマッチング精度を高めていく。

後継者教育の“型”の横展開
⇒マッチング精度の向上



機運醸成
・ 環境整備

マッチング
の円滑化

マッチング後の
取組支援

事業承継・世代交代集中支援事業

令和元年度補正予算案額 64.0億円

中小企業庁 財務課
03-3501-5803
中小企業庁 金融課
03-3501-2876

事業の内容

事業目的・概要

- 喫緊の課題である事業承継問題を解決するため、10年程度の事業承継の集中実施期間の中で、事業承継ニーズを掘り起こします。具体的には、各都道府県に構築された事業承継ネットワークをベースとし、地域密着型で専門家派遣等を行う「プッシュ型事業承継支援」の強化を図ります。
- また、承継後に行う設備投資等の新たな取組を支援するとともに、後継者不在の中小企業の後継者教育の型を明らかにします。
- 後継者が経営者保証を理由に躊躇することなく円滑に事業承継を進める観点から、経営者保証解除に向けた専門家による支援・確認を行います。

成果目標

- 平成29年度からの5年間で目標である事業承継診断件数（25～30万件）が、令和元年度中に達成見込みであるため、令和2年度からは、新たな目標診断件数（年間約16.8万件）を掲げるとともに、事業承継計画策定件数や専門家派遣数も増加させ、事業承継を促進します。
- 事業承継補助金により、約450者の承継後の経営革新等を後押しします。
- 承継トライアル実証事業により、約60者の後継者教育の実証事業を行い、円滑な第三者承継の実現に繋がります。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

（１）経営者保証解除に向けた専門家による支援

- 経営者保証コーディネーターが「経営者保証に関するガイドライン」の要件充足状況を確認し、必要に応じて専門家を派遣し金融機関との目線合わせを支援します。

（２）プッシュ型事業承継支援高度化事業

- 事業承継診断で掘り起こされた事業承継ニーズに対して、各県の承継コーディネータやブロックコーディネータが、事業承継計画策定や専門家派遣等を実施し、事業承継を後押しします。さらに、モデル事業として、①プロフェッショナル人材拠点などを活用しながら、後継者がその右腕人材を活用しやすくなる取組や、②サプライチェーンにおける事業承継を効率的に進めるための取組などを重点的に支援します。

（３）事業承継補助金

- M&A等を通じた事業承継を契機に、経営革新等に挑戦する中小企業に対し、設備投資・販路拡大等に必要な経費を支援します。また、新規事業への参入を行う場合などには重点的に支援を行い、ベンチャー型事業承継・第二創業を後押しします。
- さらに、経営資源を譲り渡した事業者の廃業費用も補助します。

枠組		補助率	補助上限額	上乗せ額 ※廃業を伴う場合
原則枠	経営者交代型	1/2	225万円	+225万円
	M&A型	1/2	450万円	+450万円
ベンチャー型事業承継枠 ・生産性向上枠	経営者交代型	2/3	300万円	+300万円
	M&A型	2/3	600万円	+600万円

（４）承継トライアル実証事業

- 後継者不在の中小企業が、後継者選定後に行う教育について、有効な内容や型を明らかにし標準化を進めることで、円滑な第三者承継の実現を後押しします。

中小企業再生支援・事業引継ぎ支援事業

令和2年度予算案額 **75.1億円（70.1億円）**

(1) 中小企業庁 金融課
03-3501-2876
(2) 中小企業庁 財務課
03-3501-5803

事業の内容

事業目的・概要

- 各都道府県に置かれた「中小企業再生支援協議会」において、財務上の問題解決のための事業再生に向けた支援及び円滑な債務整理に向けた支援を行います。また、「事業引継ぎ支援センター」において事業引継ぎに向けた支援を行います。

（再生支援等）

事業の収益性はあるが、債務超過等の財務上の問題を抱えている中小企業・小規模事業者に対して、窓口相談や金融機関との調整を含めた再生計画の策定支援を行います。また、事業再生に窮する中小企業者等に対して、個人保証債務の整理に係る弁済計画の策定や債権者調整等の支援を実施します。

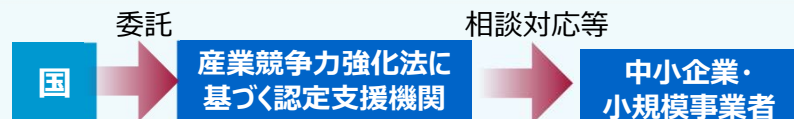
（事業引継ぎ支援）

後継者不在の中小企業・小規模事業者の事業引継ぎの促進・円滑化を図るために、課題の解決に向けた適切な助言、情報提供及びマッチング支援等をワンストップで行います。また、令和元年度に全国拡大する「後継者人材バンク」を活用し、後継者不在事業者と創業希望者とのマッチング支援を強化します。

成果目標

- 平成30年度から令和4年度までの5年間の成果目標として、再生支援等では足下並みの低い二次破綻率（再生計画策定支援完了後、3年のモニタリング期間中に再度破綻した率）の実現を目指します。
- 事業引継ぎ支援では、令和4年度までに事業引継ぎ支援センターのマッチング件数が年間2000件になることを目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

(1) 中小企業再生支援協議会（44箇所）
産業復興相談センター（3箇所）

窓口相談（第一次対応）

課題解決に向けた アドバイス

- 面談や提出資料の分析を通じて経営上の問題点や、具体的な課題を抽出
- 課題を踏まえた適切なアドバイスを実施
- 必要に応じ、関係支援機関や支援施策を紹介

再生計画等策定支援（第二次対応）

事業再生支援

- 個別支援チームを結成し、具体的な再生計画の策定を支援
- 関係金融機関等との調整

債務整理支援

- 具体的な弁済計画の策定を支援
- 関係金融機関等との調整
- 経営者保証ガイドラインに基づく保証債務等整理

フォローアップ

- 定期的なフォローアップ、必要なアドバイスを実施

(2) 事業引継ぎ支援センター（48箇所）

窓口相談

課題解決に向けた 情報提供等

- 後継者不在の事業者の事業引継ぎに関する経営上の問題点や、具体的な課題を抽出
- 課題の解決に向けて、適切な助言を行うと共に、支援機関や支援施策を紹介

事業引継ぎ支援

仲介支援等

- M&Aを行う登録機関（金融機関、仲介業者等）への橋渡し
- 士業等・専門家と連携したマッチング支援
- 経営資源の引継ぎ支援
- 後継者人材バンクを通じた創業希望者とのマッチング支援

フォローアップ

- 定期的なフォローアップ、必要なアドバイスを実施

中小企業信用補完制度関連補助・出資事業

令和2年度予算案額 **72.9億円（59.0億円）**

事業の内容

事業目的・概要

①経営安定関連保証等対策費補助事業

信用保証協会が、事業承継時に一定の要件の下で経営者保証を不要とする新たな信用保証制度を創設し、専門家による確認を受けた場合保証料を大幅軽減します。本事業は、その保証料の大幅軽減を実施するための補助事業です。

信用保証協会が、金融機関による中小企業者向け融資に対して保証を行い、その後債務不履行が生じた場合に発生する信用保証協会の損失の一部を補填します。これにより、自然災害等の突発的事象によって経営に支障が生じている中小企業者等に対し、信用保証を通じた資金繰りの円滑化を図ります。

②信用保証協会による経営支援対策費補助事業

中小企業者に対し、信用保証協会が地域金融機関と連携して経営支援を実施し、経営支援と一体となった資金繰り支援を行います。

③中小企業・小規模事業者経営力強化保証事業

認定支援機関による事業計画や期中フォローアップ等の経営支援を前提に、信用保証協会の保証料を減免することで、中小企業者の経営力の強化の取組を支援します。

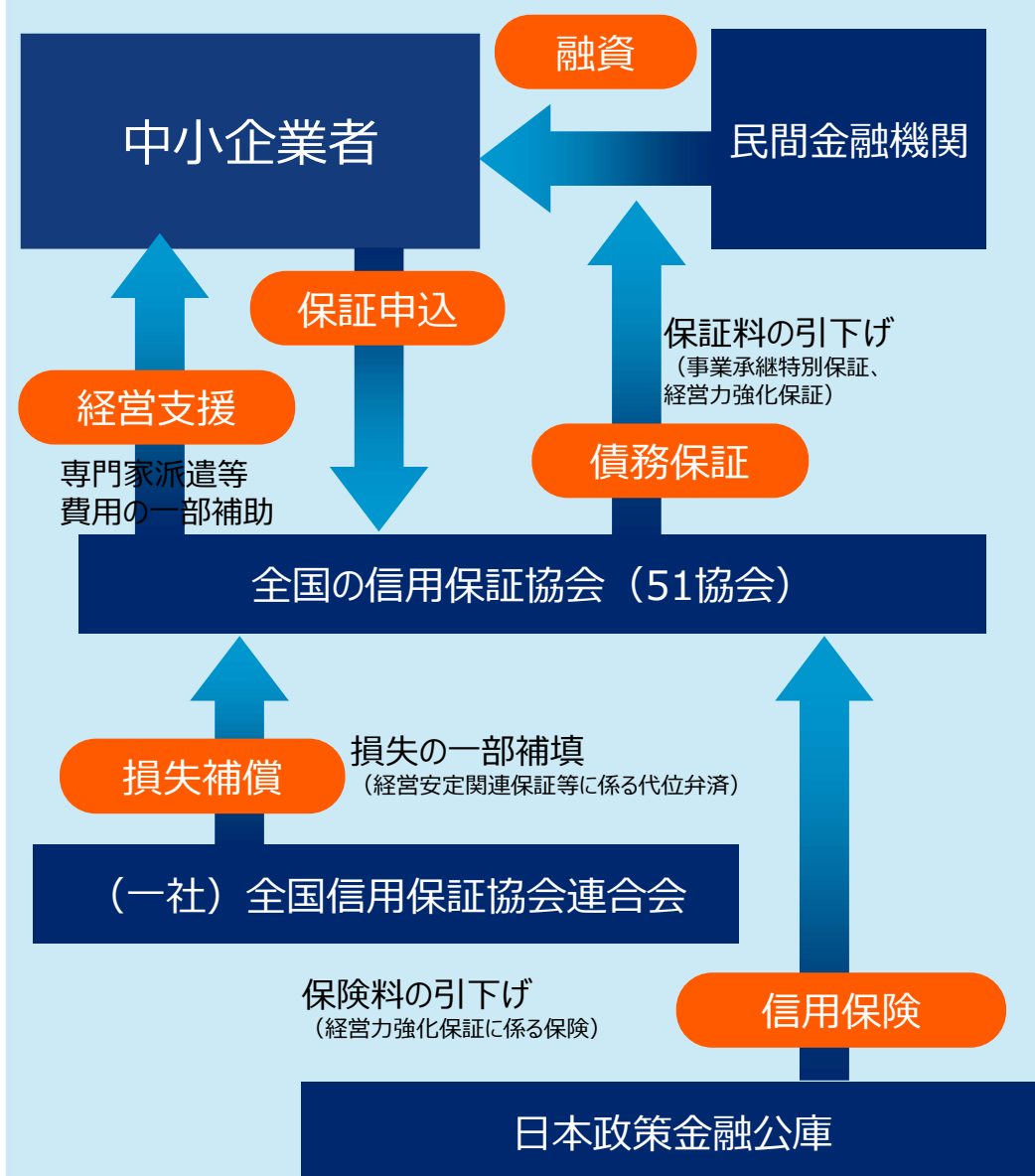
成果目標

- 中小企業・小規模事業者の資金繰りの円滑化等を図ります。
- 信用保証協会による経営支援対策費補助事業については、当該補助金を契機として、2.6万事業者以上訪問し、経営支援を実施します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ



2. 生産性向上・デジタル化

生産性向上支援

- 目玉は「**中小企業生産性革命推進事業**」（平成30年度第2次補正予算額 1,100億円）。
- **設備投資・販路開拓・IT導入を一体的に支援**することで生産性向上を支援。
- また、「ものづくり補助金」・「持続化補助金」の**当初予算化**を実現。

ものづくり・商業・サービス補助金

新商品・サービス開発等の設備投資を支援
原則（H30補正／H31当初（50億円））※

補助率 **1/2** 補助上限 **1,000万円**

※ 下記の場合には補助率を2/3とするなどの例外あり。

<H30補正>

①**先端設備等導入計画**、②**経営革新計画**、③**小規模事業者**

<H31当初>

①**企業間データ活用**、②**地域経済牽引事業計画**

【これまでの主な成果】

H24補正以降の4年間で

4,400億円（のべ4.6万者）を支援

事業終了後4年で、中小企業全体平均の

⇒**1.6倍の売上増加率**

持続化補助金

小規模事業者が販路開拓に取り組む費用を支援

①**通常型（H30補正）**

補助率 **2/3** 補助上限 **50万円**

②**自治体連携型（H31当初（10億円））**

補助率 **自治体負担の1/2**

【これまでの主な成果】

96%の事業者が売上増加

IT導入補助金

業務効率化や売上向上に資するITツール導入を支援

補助率 **1/2** 補助上限 **450万円**

ものづくり・商業・サービス補助金

- 新製品開発のための**製造機械の購入**や効率的な**最新の加工機**等の購入や**システム構築費用**などを支援し、中小企業の生産性向上を図ります。

予算案総額：850億円

平成30年度2次補正800億円、平成31年度当初50億円(新規)

1. 対象事業者

中小企業・小規模事業者等※

(3～5年で、「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画が必要です。)

※ 一定の要件を満たすNPO法人も申請対象

2. スケジュール

①平成30年度補正ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金（個別事業者が対象）

- ・1次公募：平成31年2月18日（月）～ 令和元年5月8日（水）
- ・2次公募：令和元年8月19日（月）～ 令和元年9月20日（金）

②平成31年度ものづくり・商業・サービス高度連携促進補助金（複数事業者の連携体が対象）

- ・1次公募：平成31年4月23日（火）～ 令和元年6月24日（月）
- ・2次公募：令和元年8月26日（月）～ 令和元年9月27日（金）

【問い合わせ先】

- | | | |
|------------|--|--|
| ①H30年度2次補正 | 鳥取県地域事務局 TEL:0857-30-2503 | 島根県地域事務局 TEL:0852-21-4809 |
| | 岡山県地域事務局 TEL:086-224-2245 | 広島県地域事務局 TEL:082-222-8338 |
| | 山口県地域事務局 TEL:083-902-2580 | |
| ②H31年度当初 | (ブロック地域事務局) 広島県中小企業団体中央会 TEL:082-228-0926 | |

3. 補助額、補助率(変更の可能性あり)

予算	事業類型	上限額※1	補助率
①H30年度 2次補正 (個者)	一般型	1000万円	1 / 2 ※2
	小規模型	500万円	小規模事業者 2 / 3 その他事業者 1 / 2 ※2
②H31年度 当初 (複数者)	企業間データ活用型	2000万円/者※3	1 / 2 ※2
	地域経済牽引型※4	1000万円/者※3	1 / 2 ※5

※1 専門家を活用する場合 **補助上限額30万円アップ**

※2 生産性向上特別措置法に基づく先端設備等導入計画の認定、又は中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画の承認を取得して一定の要件を満たす者は、**補助率2/3**

※3 連携体は10者まで（企業間データ活用型の場合は、200万円×連携体参加数を上限額に連携体内で配分可能）

※4 地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画（複数事業者での計画）の承認が必須

※5 承認を受けた地域経済牽引事業計画が一定の要件を満たす連携体は、**補助率2/3**

【参考】ものづくり補助金（企業間データ活用型）で想定される取組例

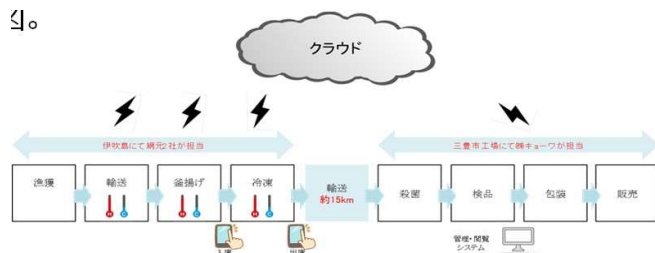
共同開発

- クリーニングの24時間365日の（店舗併設の）受付ボックスの設置・自動引取システムの構築を全国10社のクリーニング店が共同で実施。
- 顧客の待ち時間が短縮され、24時間利用が可能となる。また、顧客データをクリーニング店間で共有・分析し、無人化へのシフト・災害時協力・引越し時の顧客維持・営業力強化等に繋げる。



トレーサビリティ

- 漁業経営者と冷凍食品製造業者が連携することで、伊吹島の「幻の漁師食材」となっていた「釜揚げいりこ（水揚げ直後に釜茹でされたいりこ）」を冷凍流通網に乗せて管理するトレーサビリティシステムを構築。
- 地元特産品の「いりこ」の付加価値を高めるとともに、HACCP（食品衛生管理基準）に対応することで、大手外食チェーンや海外への販路開拓を企画。



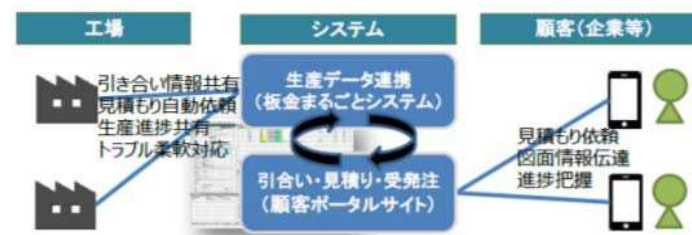
商流・金融EDI連携

- 自動車部品製造に関連する複数の協力企業が、中小企業共通 E D I システムを導入し、今まで F A Xや電話で行っていた受発注業務を電子化。
- 全銀EDIシステムとの接続も可能となり、消込などの決済業務を自動化。「納品単位での請求・支払」を実現し、サプライチェーン全体の資金繰り改善に寄与。



生産効率化

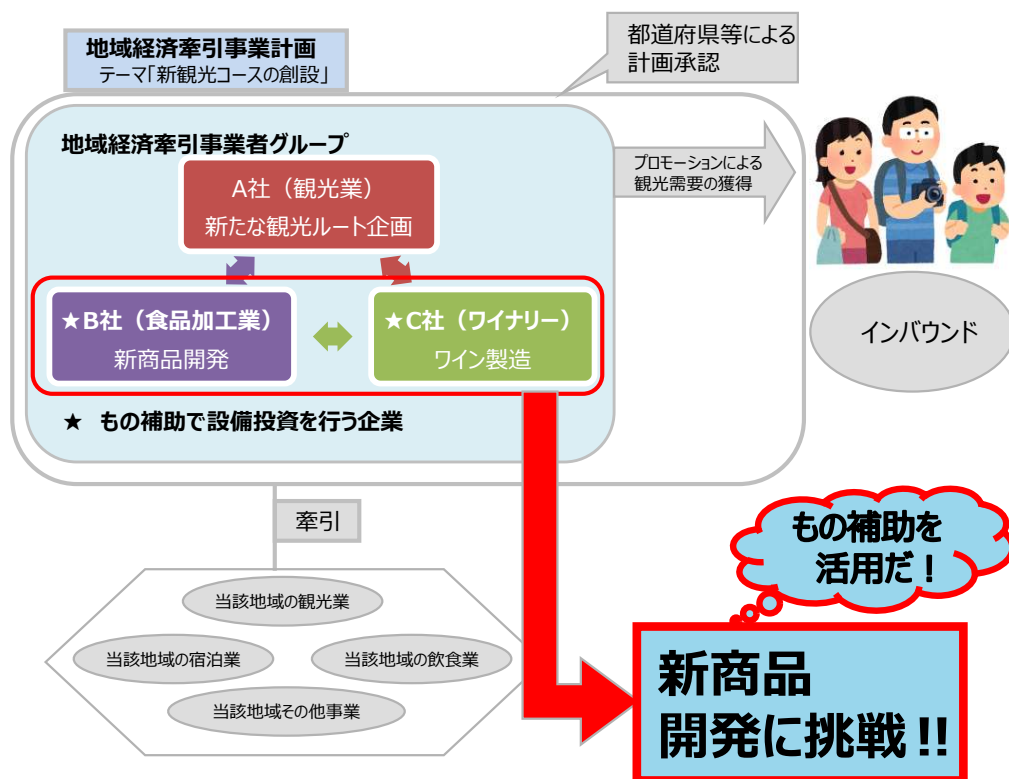
- ものづくり中小企業が連携し、顧客の引き合い情報・作業進捗・設計情報(CAD/CAMデータ)を共有し、顧客に対して迅速に見積り・納期を通知するシステムを構築。
- 突発的なトラブルへの対応や作業進捗の「見える化」、設計時間の短縮が可能となることで、顧客の引き合い増加及びコスト圧縮。



【参考】ものづくり補助金（地域経済牽引型）で想定される取組例

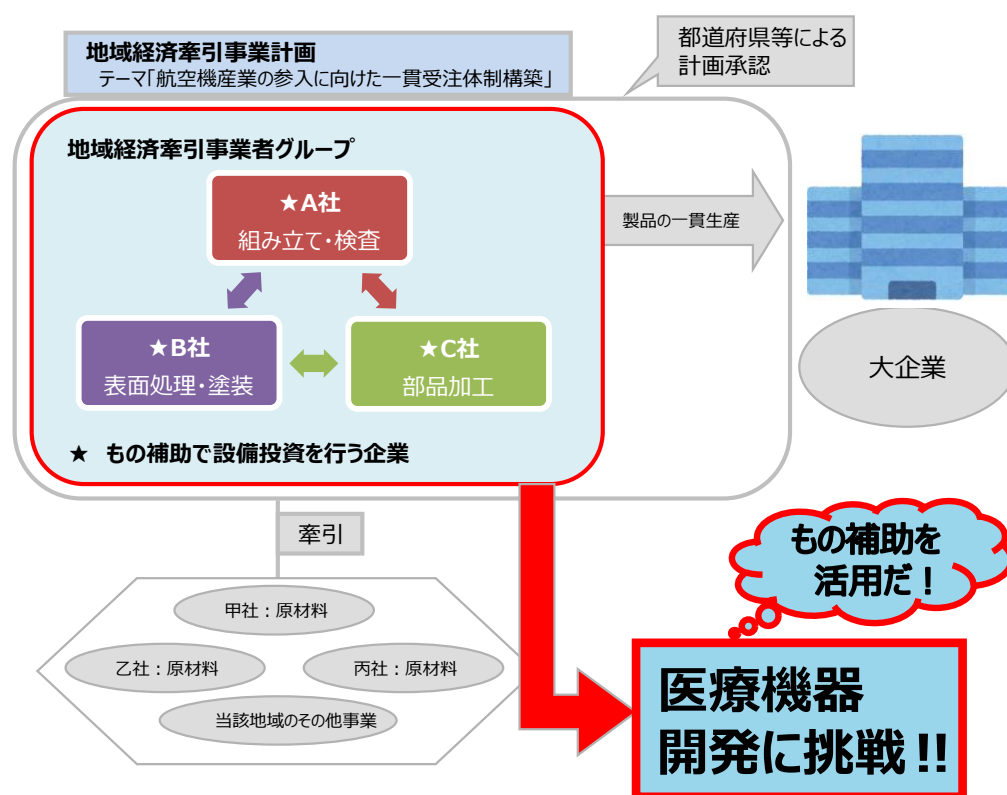
新商品開発と製造促進

- **A社(観光業)B社(食品加工業)C社(ワイナリー)グループ**が作成した計画「地域の特産品を売りとした新しい観光コース創設」は、地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画として都道府県等に承認された。
- **B社とC社**は、地域の特性を生かした新商品開発を考えていた。そこで、2社連携で新たな地元特産品を活用した商品開発と製造推進を図る計画をし、**B社が「特殊食品加工機」、C社が「ぶどう自動搾り器」**を補助対象としてものづくり補助金に応募申請。



技術の応用による新分野進出

- 精密機器製造技術を持つ企業**A～C社グループ**が作成した計画「航空機産業の参入に向けた一貫受注体制構築」は、地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画として都道府県等に承認された。
- **A～C社グループ**は、上記各社の精密部品製造力を連携させることで国産医療機器開発による新分野進出の可能性があったことがわかった。そこで、**A～C社グループで高付加価値の医療機器開発への挑戦の計画を策定し**、ものづくり補助金に応募申請。



中小企業生産性革命推進事業

令和元年度補正予算案額 **3,600億円**

中小企業庁 技術・経営革新課
中小企業庁 小規模企業振興課
商務・サービスG サービス政策課

03-3501-1816
03-3501-2036
03-3501-3922

事業の内容

事業目的・概要

- 中小企業は、人手不足等の構造変化に加え、働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入など複数年度にわたり相次ぐ制度変更に対応することが必要です。
- このため、中小企業基盤整備機構が複数年にわたって中小企業の生産性向上を継続的に支援する「生産性革命推進事業（仮称）」を創設し、中小企業の制度変更への対応や生産性向上の取組状況に応じて、設備投資、IT導入、販路開拓等の支援を一体的かつ機動的に実施します。
- 当該事業を通じて、賃上げにも取り組んでいただきます。なお、積極的な賃上げや被用者保険の任意適用に取り組む事業者は優先的に支援します。

※事業計画期間において、「給与支給総額が年率平均1.5%以上向上」、「事業場内最低賃金が地域別最低賃金+30円以上」を満たすこと等を申請要件とします。（持続化補助金及びIT導入補助金の一部事業者は加点要件）
※要件が未達の事業者に対して、天災など事業者の責めに負わない理由がある場合や、付加価値額が向上せず賃上げが困難な場合を除き、補助金額の一部返還を求めます。

成果目標

- ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業により、事業終了後3年以内に、以下の達成を目指します。
 - ・補助事業者全体の付加価値額が9%以上向上
 - ・補助事業者全体の給与支給総額が4.5%以上向上
 - ・付加価値額年率平均3%以上向上及び給与支給総額年率平均1.5%以上向上の目標を達成している事業者割合65%以上
- 小規模事業者持続的発展支援事業により、販路開拓及び生産性向上を支援し、販路開拓につながった事業の割合を80%とすることを目指します。
- サービス等生産性向上IT導入支援事業により、事業終了後3年以内に、補助事業者全体の労働生産性の9%以上向上を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

【基幹業務①】補助事業の一体的かつ機動的運用

①ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）

（補助額：100万～1,000万円、補助率：中小1/2 小規模2/3）

中小企業等が行う、革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援します。

②小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）

（補助額：～50万円、補助率：2/3）

小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓の取組等を支援します。

③サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）

（補助額：30万～450万円、補助率1/2）

中小企業等が行う、バックオフィス業務の効率化や新たな顧客獲得等の付加価値向上に資するITツールの導入を支援します。

【基幹業務②】先進事例や支援策の周知・広報

生産性向上に関する中小企業の先進事例を収集し、上記以外の支援策とともに、ホームページ等で幅広く情報発信します。

【基幹業務③】相談対応・ハンズオン支援

制度対応にかかる相談に応じ、事業計画の策定段階から、国内外の事業拡大等にかかる専門家支援やIT化促進支援を提供します。

（使い勝手向上のポイント）

- 通年で公募し、複数の締め切りを設けて審査・採択を行うことで、予見可能性を高め、十分な準備の上、都合のよいタイミングで申請・事業実施することが可能になります。
- 補助金申請システム・Jグラントによる電子申請受付を開始します。
- 過去3年以内に同じ補助金を受給している事業者には、審査にて減点措置を講じることで、初めて補助金申請される方でも採択されやすくなります。

ものづくり・商業・サービス高度連携促進事業費

令和2年度予算案額 **10.1億円（50.0億円）**

中小企業庁 技術・経営革新課
03-3501-1816
地域経済産業グループ
地域企業高度化推進課
03-3501-0645

事業の内容

事業目的・概要

- 中小企業等が行う、革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援する、いわゆる「ものづくり補助金」を当初予算化し、複数の事業者が連携する、波及効果の大きい取組を重点的にします。
- 「コネクテッド・インダストリーズ」の取組を日本経済の足腰を支える中小企業・小規模事業者にも広く普及させるべく、事業者間でデータを共有・活用することで生産性を高める高度なプロジェクトを支援します。
- また、地域経済を牽引する事業がもたらす地域経済への波及効果をより高めるため、地域経済牽引事業計画の承認を受け、連携して事業を行う中小企業・小規模事業者等による設備投資等を支援します。
- 加えて、幹事企業が主導し、中小企業・小規模事業者等を束ねて面的に生産性向上を推進する取組を支援します。
- 当該事業を通じて、賃上げにも取り組んでいただきます。なお、積極的な賃上げや被用者保険の任意適用に取り組む事業者は優先的に支援します。

※事業計画期間において、「給与支給総額が年率平均1.5%以上向上」、「事業場内最低賃金が地域別最低賃金＋30円以上」を満たすこと等を申請要件とします。

※要件が未達の事業者に対して、天災など事業者の責めに負わない理由がある場合や、付加価値額が向上せず賃上げが困難な場合を除き、補助金額の一部返還を求めます。

成果目標

- 事業終了後3年以内に以下の達成を目指します。
 - ・補助事業者全体の付加価値額が9%以上向上
 - ・補助事業者全体の給与支給総額が4.5%以上向上
 - ・付加価値額年率平均3%以上向上及び給与支給総額年率平均1.5%以上向上の目標を達成している事業者割合65%以上



事業イメージ

1. 企業間連携型

(補助上限額：2,000万円／者、補助率 中小 1/2 小規模 2/3)

複数の中小企業等が連携して行う、以下のプロジェクトを最大2年間支援します。（連携体は5者まで。）

- ①事業者間でデータ・情報を共有し、連携体全体として新たな付加価値の創造や生産性の向上を図るプロジェクト
- ②地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画の承認を受けて連携して新しい事業を行い、地域経済への波及効果をもたらすプロジェクト

<想定される取組例>

- ・複数のクリーニング店が、24時間365日の店舗併設型受付ボックスの設置・自動引取システムの構築を共同で実施。顧客データの共有・分析により、無人化へのシフト、顧客引越時の顧客維持や営業力強化等を図る。
- ・「地域の特産品を売りとした新しい観光コース創設」をテーマに地域経済牽引事業計画の認定を受けた事業者グループが、共同で新商品開発と製造推進を図る。

2. サプライチェーン効率化型

(補助上限額：1,000万円／者、補助率 中小 1/2 小規模 2/3)

幹事企業・団体等（大企業含む）が主導し、中小企業等が共通システムを面的に導入し、データ共有・活用によってサプライチェーン全体を効率化する取組等を支援します。（連携体は10者まで。）

※幹事企業が大企業の場合は、補助金支給の対象外。

※企業間連携型は、参画企業全ての事業計画の策定が必要である一方、サプライチェーン型は、幹事企業が代表して事業計画を策定することが可能。

<想定される取組例>

完成品メーカーが、サプライチェーン業務共通利用プラットフォームを提供し、取引先中小企業等に導入。サプライチェーン全体で情報共有・可視化することで、業務効率化・高度化を図る。

共通利用プラットフォーム

- ・受発注情報
- ・設計図面
- ・納期、工程管理
- ・在庫情報
- ・品質トレーサビリティ 等

地方公共団体による小規模事業者支援推進事業

令和2年度予算案額 **12.0億円（10.1億円）**

事業の内容

事業目的・概要

- 小規模事業者は、地域における需要に応え、雇用を担うなど、極めて重要な存在です。
- 一方、小規模事業者は、人口減少やグローバル化など、地域経済の構造変化の影響を大きく受けており、既存の顧客・商圈を超えた販路開拓や生産性向上に向けた取組を通じ、「生産性革命」を実現するとともに、足下で喫緊の課題となっている事業承継、働き方改革・人材不足などへの対応を図ることが必要です。
- そのため、小規模事業者の販路開拓や生産性向上の取組等を都道府県が支援する際、国がその実行に係る都道府県経費の一部を支援します。

成果目標

- 地方公共団体による小規模事業者持続化補助金等により支援した事業者の売上・利益増加を目指します。また、地域の黒字事業者割合の増加を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

地方公共団体による小規模事業者持続化補助金等の支援

ビジネスプランに基づいた経営を推進していくため、地方公共団体が、小規模事業者の経営計画作成や販路開拓等を支援する場合に、国がその支援施策の実行に係る経費の一部を補助します。

地方公共団体による小規模事業者支援のイメージ



- 小規模事業者が商工会等から助言を受けながら経営計画を作成し、経営計画に基づいた販路開拓の取組を行う支援施策を実施
- 経営・マーケティングの専門家を小規模事業者に派遣し、経営計画の実効性・生産性等の向上支援施策を実施
- 地域の小規模事業者のマーケティング能力を高めるため、展示会等への出展に至るまでのプロセスを一気通貫で学べる研修を実施
- 小規模事業者が、災害リスク等も含め、外的変化に強い経営構造・ビジネスモデルを描けるように、BCPの作成支援等を実施

中小企業庁経営支援課
03-3501-1763

事業の内容

The diagram illustrates the support system for SMEs and small business owners. It shows a flow from the '国' (Country) to '支援拠点' (Support Base) and '全国本部' (National Headquarters), both of which are '委託' (Commissioned). '支援拠点' provides '支援' (Support) to '中小企業・小規模事業者' (SMEs and Small Business Owners). '全国本部' provides '支援等' (Support, etc.) to '支援拠点'.

```
graph LR; K[国] -- 委託 --> SK[支援拠点]; K -- 委託 --> KB[全国本部]; SK -- 支援 --> SH[中小企業・小規模事業者]; KB -- 支援等 --> SK;
```

ノウハウ共有・研修強化

コーディネーターの
支援能力向上

相談対応

よろず 支援拠点
中小企業・小規模事業者のための
経営改善

売上拡大 経営改善

生産性向上

IT導入補助金のこれまでの実績

- IT導入補助金については、補助額・補助率の条件を変更しつつ、今回3年目を迎える。
- 人口規模に応じた採択実績となっており、幅広い業種で利用されている。

＜これまでの補助額・補助率・採択件数＞

	補助額	補助率	採択件数
平成28年度補正	20万円～100万円	2 / 3	14,301件
平成29年度補正	15万円～ 50万円	1 / 2	62,901件

＜平成29年度補正の採択実績＞

所在地	採択件数	所在地	採択件数	所在地	採択件数	所在地	採択件数
北海道	1,906	東京都	10,942	滋賀県	738	香川県	1,377
青森県	290	神奈川県	3,162	京都府	1,777	愛媛県	582
岩手県	382	新潟県	895	大阪府	6,694	高知県	322
宮城県	937	富山県	563	兵庫県	2,689	福岡県	2,820
秋田県	181	石川県	648	奈良県	641	佐賀県	395
山形県	397	福井県	466	和歌山県	420	長崎県	486
福島県	519	山梨県	306	鳥取県	283	熊本県	1,167
茨城県	806	長野県	849	島根県	291	大分県	599
栃木県	648	岐阜県	1,089	岡山県	1,168	宮崎県	400
群馬県	815	静岡県	1,463	広島県	1,256	鹿児島県	753
埼玉県	2,371	愛知県	4,108	山口県	549	沖縄県	625
千葉県	1,803	三重県	759	徳島県	564	総計	62,901

＜平成29年度の業種別の採択件数＞

業種	採択数
農業、林業等	498
建設業	10,455
製造業	6,580
運輸業、郵便業	1,136
卸売業、小売業	11,372
不動産業、物品賃貸業	3,254
宿泊業、飲食サービス業	4,166
医療業	3,706
社会保険・社会福祉・介護	2,165
その他（学術研究等）	19,569

中小企業生産性革命推進事業におけるIT導入補助金の位置づけ

- 平成30年度補正予算「中小企業生産性革命推進事業(1100億円)」として、ものづくり補助金、持続化補助金と連携し、中小事業者のIT化を一体的に推進。
- IT導入補助金については、平成30年度補正では、多機能・多様なITツールに対応できるように補助額を増額し、持続化補助金と重複を整理。より業務プロセスやバックオフィス業務を中心としたIT化を促進。

事業スケールアップのため
「革新的」な投資が必要

簡易な電子ツール
(HP、会計・決済)
が既に導入されている

まだIT化されていない

※IT化への取り組み状況へのイメージです。
応募に際しての要件とは異なります。

ものづくり補助金

- 革新的サービス開発・試作品開発・生産性プロセスの改善を行うために、開発を伴うITツールの導入に活用できます。
- 補助額：100万円～1,000万円 補助率 最大 2/3
- 新製品開発のための製造機器購入やシステム構築費

IT導入補助金（100億円）

- 日々のルーティン業務を効率化させるITツールや情報を一元管理するクラウドシステム等、汎用的なITツールの導入に活用できます。
- 補助額：40万～450万円 補助率 1/2
- 業務フローの自動化・IT化として、RPA、受発注などのバックオフィスツールをより一体的に活用

小規模事業者持続化補助金

※小規模事業者
従業員20人以下、商業・サービス業は5人以下

- 販路開拓・新規顧客の獲得による生産性向上
- 補助額…～50万円※共同申請可(補助上限×事業者数) 補助率2/3
- HP作成、決済・会計ツール、外国人対応ツール(翻訳ツール)など

※申請を検討される方は、お近くの商工会議所・商工会にご相談・お問い合わせください。

IT導入補助金（サービス等生産性向上IT導入支援事業）

自社の課題・ニーズに合わせて

様々な業種・組織形態の方にご活用いただけます！



卸・小売

**定型業務の自動化
ツール(RPA)を導入**

個別のExcelで管理していた受発注管理や在庫管理、売上管理の連携を自動化。各管理帳簿間での転記、転記ミスの修正がなくなり、業務時間削減！



宿泊

**宿泊予約サイト
一元管理システムを導入**

宿泊予約サイトへの情報更新を一元管理！業務時間が削減され、顧客対応への注力が可能に。



保育・介護

**情報共有・連絡
ツールを導入**

帳票・書類作成をIT化。書類作成・提出までの時間が短縮。早番・遅番職員の情報共有も円滑に！



運輸

**車両管理
システムを導入**

効率的な配車を組むことにより、従業員1人あたりの勤務時間短縮を実現！

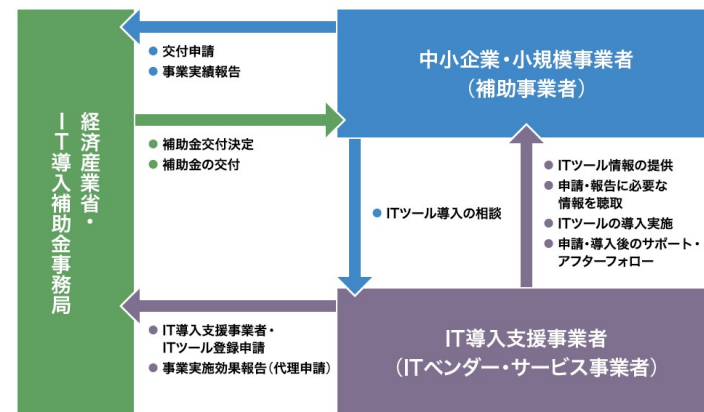
●補助対象経費

ソフトウェア費、導入関連費等

本補助金のホームページに公開されているITツールが補助金の対象です。ハードウェアは対象外です。

補助金の上限額・下限額・補助率

A類型	40万～150万円未満
B類型	150万～450万円
補助率	1/2以下



- ・ 中小企業・小規模事業者等の生産性向上を実現するため、バックオフィス業務の効率化や新たな顧客獲得等の付加価値向上（売上向上）に資するITツール導入支援を行います。

（第一次公募）令和元年5月27日（月）～6月12日（水）

（第二次公募）令和元年7月17日（水）～8月23日（金）

「共創型」サービス・IT連携促進事業

令和2年度予算案額 **5.0億円（新規）**

事業の内容

事業目的・概要

- 国民全体の所得の伸びを実現するためには、就業者の太宗が働く中小企業のサービス生産性革命が必要であり、そのための最も重要な鍵は、デジタル・トランスフォーメーション（IT投資による抜本的な業務・組織改革）です。
- 政府はIT導入補助金等による支援を進めてきましたが、その過程を通じて、たとえば以下のような「ITツール側の課題」も明らかになりました。
 - ①ITツールがUI(User Interface)、UX(User Experience)といった利用者目線で構築されておらず、使い勝手の課題が大きい。
 - ②サービス現場の全業務プロセスに一气通貫で対応できるITツールが不足。
 - ③無数のITベンダーが限定的な業務プロセスにしか対応しないITツールを無数に提供しているが、他社製品とのAPI連携もとれないITツールが多い。
- こうした課題の解決に向けて、「供給側」に立つITベンダーが**API連携等により既存の複数のITツールを連携・組合せたITツール**を、「顧客」となる**中小サービス業等が導入する際にかかる費用を支援します。**
- また、その際、ITベンダーと中小サービス業等が共同でITツールの機能改善を進め、当該ツールの汎用化による業種内・他地域への普及を目指す取組を支援します。

成果目標

- 本事業により、補助事業者の付加価値創出力を向上させ、サービス産業の付加価値創出力の指標である生産性伸び率を2020年までに2.0%を実現することに貢献します。

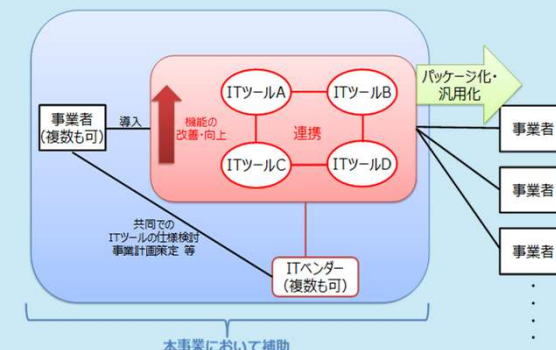
条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

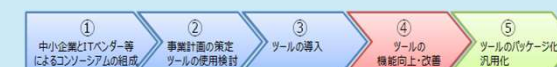
- 中小サービス業やITベンダー等がコンソーシアムを組成し、**API連携等により複数のITツールを連携・組合せたものを導入**。導入後、機能向上（UIやUXの改善を含む）を行い、パッケージ化・汎用化による業界内他社や他地域への当該ツールの普及を目指すことを支援します。

【イメージ】



- 具体的には、上記のITツールの汎用化に向けて必要な、
 - ✓ ツールの導入費用
 - ✓ コンソーシアムの運営にかかる費用
 - ✓ ツールの導入効果の検証にかかる費用 等を支援します。

【事業の流れ】



「共創」を通じて形成される「型」のイメージ

- 課題①
- 2012年当時は、まだ**そろばんと手切りの食券による商売**を行っており、**会計処理や受発注等も全て手書きだった。**

【飲食分野（そばやの取組）】

- 課題②
- 再現性の無い「勘」と「経験」による**属人的な経営に偏重。**

課題解決ツール①

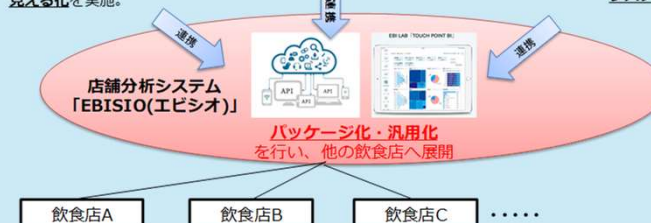
- レジから売上や顧客属性を抽出し、自動でレポート化するBI（ビジネスインテリジェンス）ツールを開発。数値による経営状況の見える化を実施。

課題解決ツール②

- 店内外のカメラの映像から顧客の人数や属性、感情を解析する画像解析システムを導入し、来店客の購買動向・属性等のデータを収集。

課題解決ツール③

- 左記のデータ以外にも、過去の売上データ、天気予報、近隣の宿泊数など400種類のデータを活用し、来店客を予測する独自の来店予測システムを開発。



3. 地域の稼ぐ力の強化

地域・企業共生型ビジネス導入・創業促進事業

令和2年度予算案額 **5.0億円（新規）**

地域経済産業グループ
地域産業基盤整備課 03-3501-1677
中小企業庁
創業・新事業促進課 03-3501-1767
技術・経営革新課 03-3501-1816
商業課 03-3501-1929

事業の内容

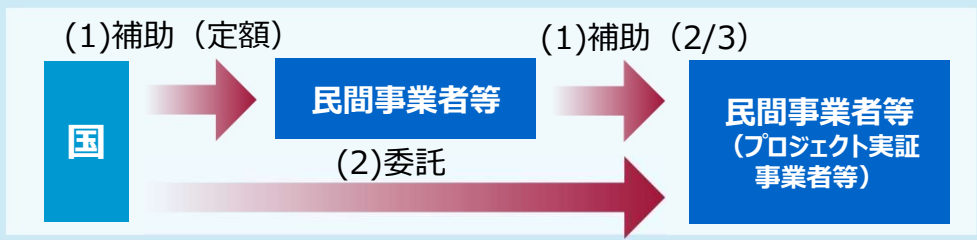
事業目的・概要

- 地域において過疎化が進む一方で、地域・社会課題は多様化・複雑化しており、地方公共団体やNPO法人等の地域内の関係主体だけで課題に対応していくことが困難になりつつあります。
- このため、地域内外問わず、事業の実施主体となる中小企業等※が、地域内の関係主体と連携しつつ、地域・社会課題解決と収益性との両立を目指す取組み（「地域と企業の持続的共生」）を支援します。
（※中小企業等：中小企業、一般社団法人、一般財団法人、NPO法人）
- 具体的には、中小企業等（大企業との連携を含む）が、複数の地域に共通する地域・社会課題（例：生活サービスの提供、地域の活性化、地域資源の活用等）について、隣接地域を巻き込んだり、点在する地域を束ねたりするなどして、技術やビジネスの視点も取り入れながら一体的に解決しようとする取組みを支援し、成功事例の他地域への普及を促進します。
- また、起業家教育の導入を推進し、起業への関心や起業家に必要とされるマインドの向上を図ることにより、将来の創業者の育成を行います。

成果目標

- 本事業を通して、地域・社会課題をビジネス目線で解決するサービスモデルの構築、価値評価や収益性等の検証とその自立化と展開を目指す。
- 地域における持続的な課題解決事業の定着率を令和6年度に60%にするるとともに、創業への関心度が高まった参加者割合70%を目指す。

条件（対象者、対象行為、補率等）



事業イメージ

（１）課題解決プロジェクトの実証

中小企業等（大企業との連携を含む）が、自らもしくは複数社で連携し、①隣接した複数地域、または②点在する複数地域から抽出して束ねられた課題解決の取組みや、付加価値を向上させる取組みを支援します。
【補助率： 2 / 3、補助対象： 中小企業等に限る】

<想定されるプロジェクトの例>

- 例：人手不足に悩む複数地域において、企業や自治体業務にRPA技術等を導入することで、人手に依存してきた調査・報告、申請業務等の間接業務を自動化し、地域の生産性を向上させる中小企業等を支援します。
- 例：空き店舗が増加している地域（商店街等）で魅力あるコンテンツにより活性化を図る取組みを複数地域で展開する中小企業等を支援します。
- 例：公共交通網の維持が困難となっている複数地域において、福祉法人等が所有する送迎車を活用する配車システムやアプリを構築し、地域住民が気軽に外出できる環境を創出することで、地域住民の体力維持や介護負担の抑制に貢献する取組みを行う中小企業等を支援します。

その他、複数地域の公共施設の一括受託管理や通信基盤を活用した複数地域へのサービス提供等を行う中小企業等によるプロジェクトも想定されます。

（２）地域・社会課題の解決支援

実際に地域・社会課題を解決した「起業」を経験した経営者を起業家教育の現場に講師派遣することなどにより、創業機運醸成の取組みを活性化します。

地域未来投資促進事業費

令和2年度予算案額 **142.7億円（158.6億円）**

(1) 地域経済産業グループ
地域企業高度化推進課
03-3501-0645
(2) 中小企業庁 技術・経営革新課
03-3501-1816

事業の内容

事業目的・概要

- 地域経済を活性化するためには、地域経済を牽引する企業等を重点的に支援し、イノベーションによる新事業展開（地域未来投資）を促進することが重要です。
- このため、地域における継続的なイノベーション創出に向けた総合的な支援体制を強化するとともに、地域企業による新事業のためのノウハウ獲得、事業体制の整備、事業化戦略の策定、さらには、中小企業による、ものづくりの基盤技術に関する研究開発や革新的なサービスモデル開発等を支援します。

成果目標

- 総合的なイノベーション支援においては、委託先の支援機関による支援の有効性を評価した企業の割合が8割を超えることを目指します。また、支援を受けた企業群の、従業員一人当たり売上高成長率の平均値が、事業年度から事業終了後3年度までの間に、年2.0%以上となることを目指します。
- ものづくりの基盤技術に関する研究開発及び革新的なサービスモデル開発においては、事業終了後5年以内に以下の達成を目指します。
 - ・補助事業者全体の付加価値額が15%以上向上
 - ・補助事業者全体の給与支給総額が7.5%以上向上
 - ・付加価値額年率平均3%以上向上及び給与支給総額年率平均1.5%以上向上の目標を達成している事業者割合65%以上

条件（対象者、対象行為、補助率等）

(1)(2)委託

(2)補助(1/2,2/3,定額)

国

中小企業・小規模事業者等
大学、公設試等
民間団体等

事業イメージ

(1)総合的なイノベーション支援（地域企業イノベーション促進事業）

- 地域経済の担い手となる企業群の新事業への挑戦を促すため、以下の取組等を実施します。
 - ① 地域のイノベーションを支える支援機関（大学、公設試、金融機関等）からなる支援ネットワークの構築
 - ② 支援ネットワークが新事業に取り組む地域企業群に提供する、事業の立ち上げから市場獲得までの、事業の成長段階に応じた総合的な支援（事業戦略策定、事業体制整備、研究開発、販路開拓、ノウハウ提供など）

(2)ものづくり技術・サービスモデルの開発（戦略的基盤技術高度化・連携支援事業）

- 中小企業が、大学・公設試等と連携して行う、ものづくり基盤技術高度化のための研究開発等の取組を最大3年間支援します(通称:サポイン事業)。
- 中小企業が、AI/IoT関連の異分野企業等と連携して行う、革新的なサービスモデル開発等の取組を最大2年間支援します(通称:サビサポ事業)。

※両類型とも、今年度から、事業計画の法認定を不要とします。

✓ 補助上限額：【ものづくり】4,500万円※
【サービス】3,000万円

※3年間の総額で9,750万円、単年度で4,500万円を超えない範囲で補助を受けることが可能

※中小企業が多様な外部組織と連携できるよう、事業管理機関等の一部要件の見直しを行う。

✓ 補助率：【ものづくり】2/3 ※大学・公設試等の場合は定額
【サービス】1/2 ※AI、ブロックチェーン等の先端技術活用の場合は2/3

JAPANブランド育成支援等事業

令和2年度予算案額 10.0億円（新規）

事業の内容

事業目的・概要

- 人口減少等により内需が弱い中、中小企業が海外需要を獲得し付加価値を高めていくことがより重要となっています。海外展開等を進める上では、市場ニーズに合致した商品・サービスを開発し、磨き上げた上で販路開拓に繋げていくことが不可欠です。
- このため、本事業では、中小企業者等が行う、市場ニーズに対応した新商品・サービス開発やブランディング等の取組に対して補助を行います。
- その際、ECやクラウドファンディング、地域商社による輸出支援など、販路開拓の手法が多様化しつつあることを踏まえ、新たな販路開拓のノウハウを持つ支援事業者と連携した取組を重点的に支援します。

成果目標

- 支援実施後の中小企業等の商品・サービスの市場取引達成率80%を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

JAPANブランド育成支援等事業

①海外・全国展開型：

中小企業等が、海外展開や全国展開、インバウンド需要の獲得に関する取組み（新商品・サービス開発やブランディング等）を行うとき、その経費の一部を補助します。

（補助上限額：500万円※ 補助率：2/3，1/2）

※複数者による共同申請の場合は上限2,000万円

※ECやクラウドファンディング、地域商社など海外展開等に関するノウハウネットワークを持つ支援事業者等と連携した取組を重点的に支援

②支援事業型：

民間支援事業者や地域の支援機関等が、複数の中小企業者に対して海外展開や全国展開、インバウンド需要の獲得に関する支援（調査研究や新商品・サービス開発の支援、効率的なツールの提供等）を行うとき、その経費の一部を補助します。

（補助上限額：2,000万円 補助率：2/3）

【事業イメージ】

①海外・全国展開型

地域資源を活用した商品について、海外市場に詳しい専門家と連携し、その魅力を海外へ発信。海外展示会の出展や、WEBサイトの多言語化による広報、商標の国際登録等を積極的に行い、新規市場開拓・ブランド確立を目指す。

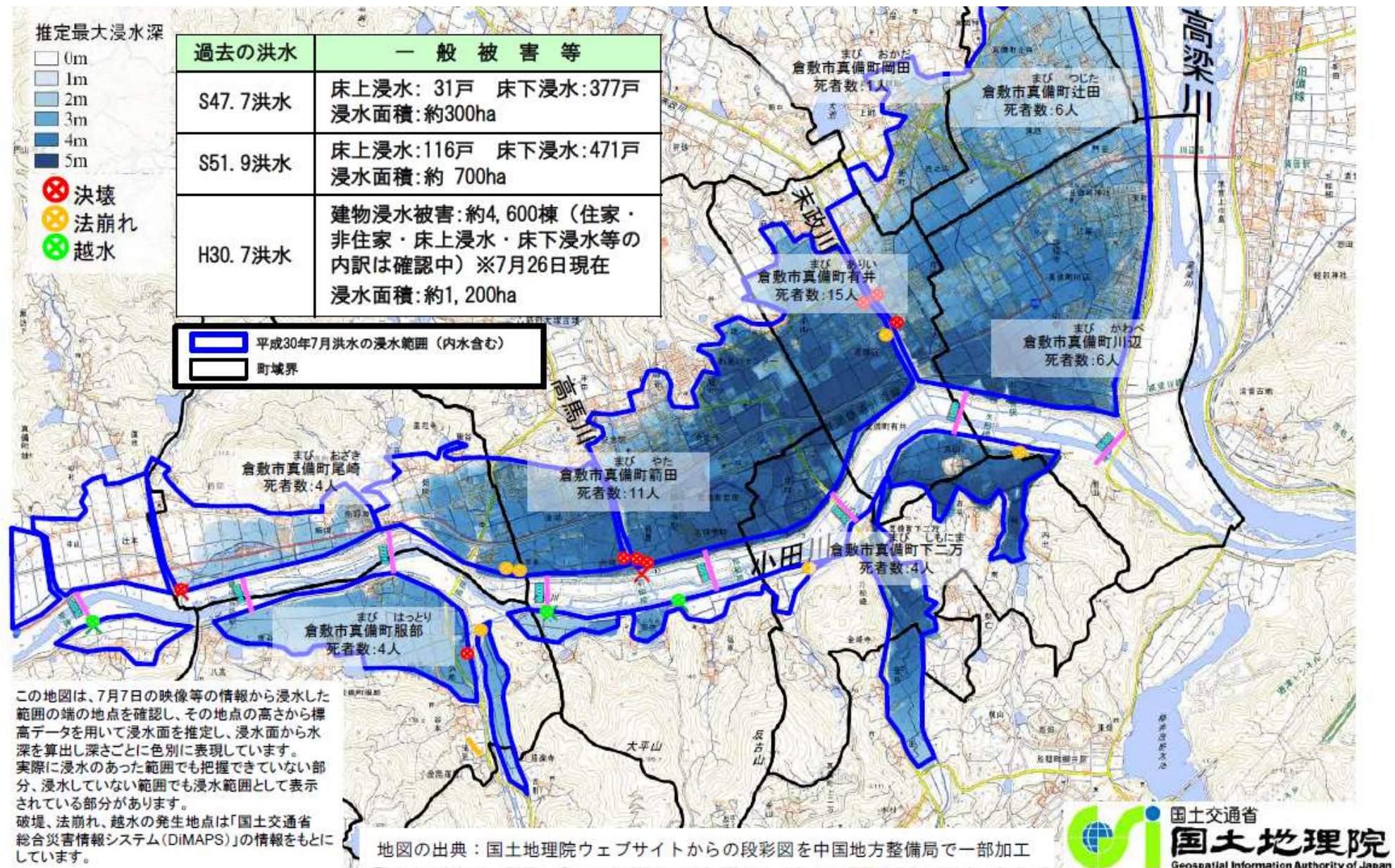
②支援事業型

地域商社として、複数の中小企業者のテストマーケティング、現地プロモーション、展示会出展フォロー等商品開発・改良から販路開拓までを支援。国内・海外を問わず、商品が継続的に売れる仕組みを構築する。

4. 災害からの復旧・復興、強靱化

(参考) 平成30年7月豪雨：倉敷市真備町の浸水状況

- 倉敷市真備地区の浸水範囲は、ハザードマップで示されている浸水想定区域と概ね一致。

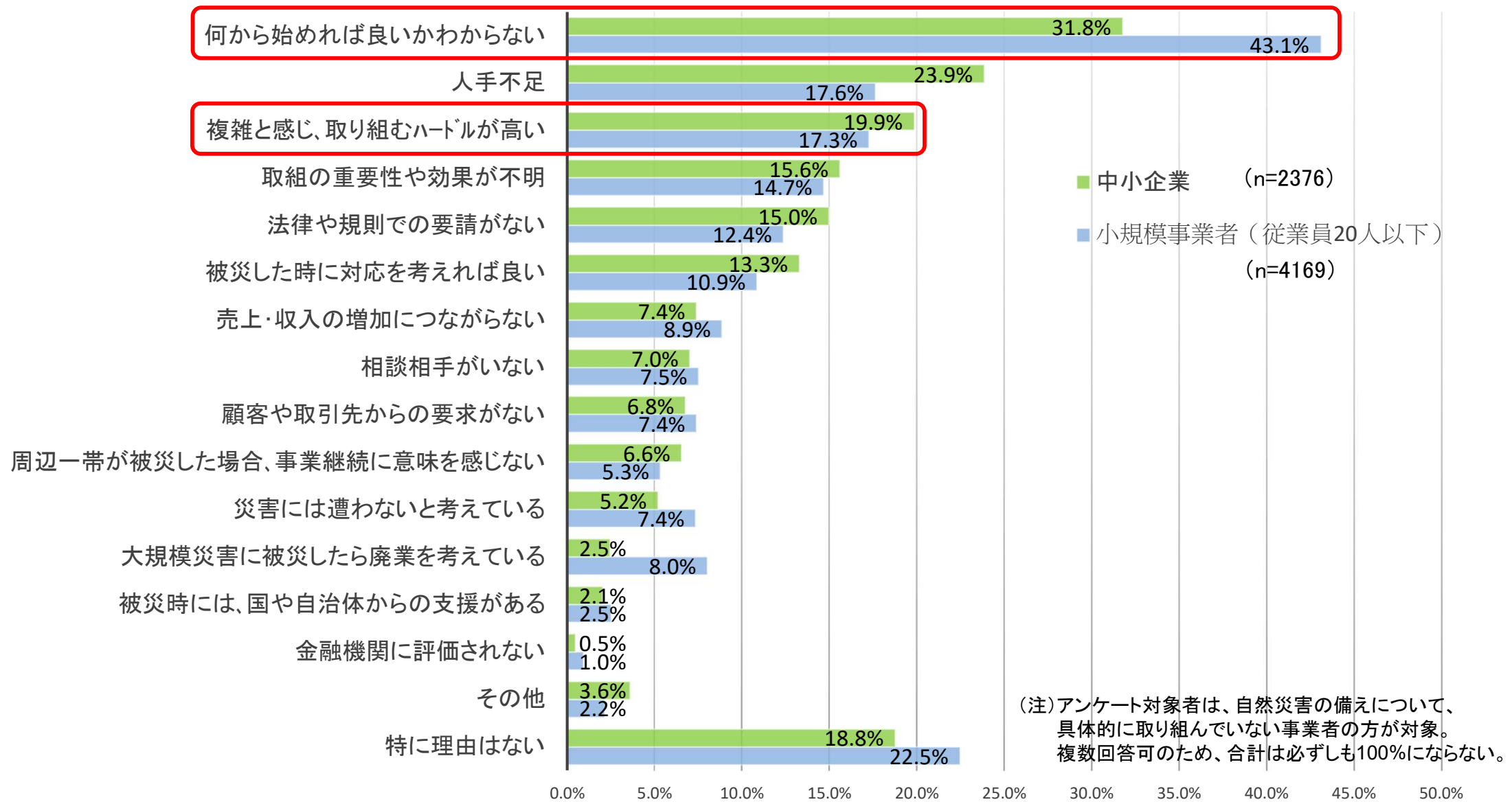


国土交通省「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策検討小委員会」第一回資料をもとに作成

(出所) 平成30年7月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難のあり方について (報告) (平成30年12月26日公表) から抜粋

中小企業の防災・減災対策の状況

ノウハウがなく、具体的に何から取りかかればよいか分からない。



中小企業・小規模事業者 強靱化対策パッケージ

事業継続のための取組に対する公的な認定制度の創設とインセンティブの付与、商工会・商工会議所を始め中小企業・小規模事業者を取り巻く多様な関係者による働きかけ・支援により、今般変更された国土強靱化基本計画に沿って、中小企業・小規模事業者の災害への備えの抜本的強化を図る。

中小企業・小規模事業者の事前対策強化

(1) 公的認定制度の創設と認定事業者への支援 (★)

- 主にサプライチェーンの中小企業や地域の中核的な中小企業を想定した**大臣認定制度**を創設
- 複数の中小企業が連携し、経営資源の融通（原材料、人員派遣、代替生産等）等により対策を強化する取組に対して**大臣認定制度**を創設

経産大臣

申請 ↑ ↓ 認定

中小企業

事業継続力強化計画
連携事業継続力強化計画

【認定事業者への支援措置】

- 信用保証枠の追加
- 低利融資
- 補助金の優先採択
- 防災・減災設備への税制優遇 等

(2) 保険加入等のリスクファイナンス対策の促進

- 法認定の対象とする取組内容として保険加入等のリスクファイナンス対策を明確化
- 認定要件に保険会社の知見を踏まえた防災・減災に資する事項を盛り込む

(3) 予算事業を活用した普及啓発や人材育成

<H30補正案> 中小企業等強靱化対策事業（15億円）

- 幅広い者の意識啓発や対策促進のため、以下を実施
 - ①身近な商工団体によるリスク認識などの意識啓発の促進
 - ②サプライチェーンによる連携や個社の取組促進のためのモデル事業 等
- 特に地方における支援人材不足を解消するため、人材育成を実施

<H30補正案> 自衛的燃料備蓄補助金（58億円の内数）

- 社会的な重要インフラ機能を担う中小企業等における自家発電設備等の導入支援を実施

(4) 中小企業を取り巻く関係者に期待される役割

- 中小企業を取り巻く多様な関係者が、それぞれの自主的な判断により、災害対策の普及啓発や支援を実施することが期待される（法律の基本方針で明確化）
- 防災経済コンソーシアムの枠組みも活用しつつ、官民一体となって取組を強化

<関係者に期待される役割>

① サプライチェーンにおける親企業

- 取引先中小企業へのセミナー等を通じた普及啓発
- 事前対策の実施支援、下請協力会や業界単位での取組の支援

② 地方自治体（都道府県・市町村）

- 認定制度活用促進のための普及啓発や独自のインセンティブ付け
- 普及啓発及びBCP策定支援・補助金・制度融資等の支援措置

③ 損害保険会社

- 事前対策の取組状況等を踏まえた、リスクに応じた保険料の設定
- ハザードマップを活用した災害リスクの啓発やBCP策定等の対策支援

④ 地域金融機関

- 災害対策の普及啓発を実施
- 事前対策に必要な資金の融資
- 災害時に備えた事前の資金繰り相談・コミットメントラインなどの対応

商工団体による支援体制の強化

- 商工会・商工会議所の「**事業継続力強化支援計画**」の認定制度を創設し、事前対策の普及啓発や災害発生時の被害状況把握等を実施 (★)
- 自治体、商工会・商工会議所の体制整備について、**地方交付税を措置**
- 中小企業団体中央会が、組合を通じた相互連携による事前対策を促進

認定制度を設け、対策を強化するため、**中小企業強靱化法案を提出**。令和元年5月29日に法案成立。

(★)・・・法律での規定事項

事後対策の強化

- 住家被害ではなく、中小企業被害だけでも、中小企業への初動支援を自動的に行えるよう、災害時の初動支援措置（災害復旧貸付等）の発動要件を見直し
- 地方自治体、商工会・商工会議所と連携した発災時の中小企業被害情報収集のあり方について、中小企業庁が検討・整理の上、関係機関に周知

事業継続力強化計画認定制度の概要

- 中小企業が行う防災・減災の事前対策に関する計画を経済産業大臣が認定。
- 認定を受けた中小企業は、税制優遇や補助金の加算などの支援策を活用可能。

【計画認定のスキーム】

中小企業・小規模事業者

連携して計画を実施する場合：
大企業や経済団体等の連携者

①計画を
策定し
申請

②認定

経済産業大臣
(地方経済産業局)

認定対象事業者

- 防災・減災に取り組む中小企業・小規模事業者の皆様。

事業継続力強化計画の記載項目

- 事業継続力強化に取り組む目的の明確化。
- ハザードマップ等を活用した、自社拠点の自然災害リスク認識と被害想定策定。
- 発災時の初動対応手順（安否確認、被害の確認・発信手順等）策定。
- ヒト、モノ、カネ、情報を災害から守るための具体的な対策。
※自社にとって必要で、取り組みを始めることができる項目について記載。
- 計画の推進体制（経営層のコミットメント）。
- 訓練実施、計画の見直し等、取組の実効性を確保する取組。
- (連携をして取り組む場合)連携の体制と取組、取組に向けた関係社の合意。

認定を受けた企業に対する支援策

- 低利融資、信用保証枠の拡大等の**金融支援**
- 防災・減災設備に対する**税制措置**
- **補助金**（ものづくり補助金、持続化補助金）の優先採択
- 連携をいただける企業や地方自治体等からの支援措置
- **中小企業庁HP**での認定を受けた**企業の公表**
- 認定企業にご活用いただける**ロゴマーク**
（会社案内や名刺で認定のPRが可能）

5. 経営の下支え、事業環境の整備

中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業

令和2年度予算案額42.4億円（47.8億円）

(1)(3)中小企業庁経営支援課
03-3501-1763
(2)地域経済産業グループ
地域企業高度化推進課
03-3501-0645
(4)中小企業庁金融課
03-3501-2876

事業の内容

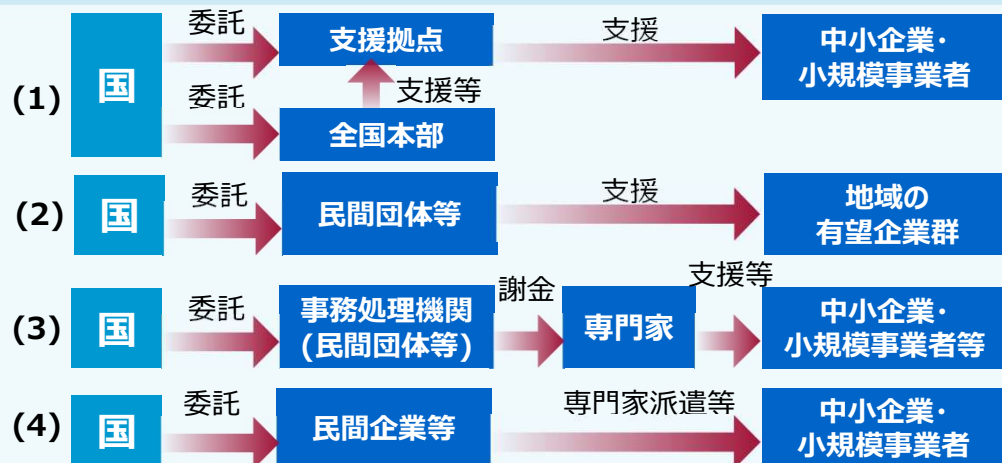
事業目的・概要

- 中小企業・小規模事業者が抱える様々な経営課題に対応するワンストップ相談窓口として、各都道府県に「よろず支援拠点」を設置します。
- 全国各地の有望企業群が取り組むグローバル市場も視野に入れた事業化戦略の立案や販路開拓等の経営課題に関するワンストップ相談窓口として、「グローバル・ネットワーク協議会（GNCJ）」を設置します。
- 特に高度・専門的な課題には、それに応じた専門家を派遣します。
- 担保・保証に拠らない融資を一層促進するため、融資の際に一定の要件を満たす場合には経営者の個人保証を求めないことや、個人保証債務の整理時の対応等を定めた「経営者保証に関するガイドライン」の周知・普及を行います。

成果目標

- (1、2)中小企業・小規模事業者等の経営相談に対し、よろず支援拠点及びGNCJから提案された解決策を実行して成果があった事業者の割合が、それぞれ全体の65%になること（単年度目標）
- (3)中小企業・小規模事業者等の経営相談に対し解決の対策が立てられた割合が80%になること（単年度目標）。
- (4)個人保証に依存してきた融資慣行を改善し、中小企業の思い切った事業展開や、早期の事業再生、事業清算への着手、円滑な事業承継等を促進すること。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

(1) よろず支援拠点事業

- よろず支援拠点では、
 - ①売上拡大のための解決策の提案
(新商品のアイデア、パッケージなどの新デザイン、インターネット販売立ち上げ等)
 - ②経営改善策を提案し、行動に移すための連携チームの編成・派遣
 - ③どこに相談すべきかわからない事業者に対する的確な支援機関等の紹介を実施します。
- 各よろず支援拠点に経営コンサルティング、ITやデザイン、知的財産などの専門家を10～20名配置。
- 人手不足やIT活用等、中小企業・小規模事業者の経営課題に対して特に対応が必要な分野の体制強化を図ります。

(2) グローバル・ネットワーク協議会

- グローバル・ネットワーク協議会では、地域未来牽引企業、地域未来投資促進法の承認地域経済牽引事業者、地域企業イノベーション支援事業の支援対象企業等に対して、グローバル市場も視野に入れた事業化戦略の立案や販路開拓等の経営課題の整理・解決策の提案等を実施します。

(3) 専門家派遣事業

- よろず支援拠点・地域プラットフォーム（地域PF）・GNCJが、個々の中小企業・小規模事業者等の経営課題に応じた専門家を派遣します。
- ※地域PF：商工会・商工会議所や金融機関など地域の支援機関が中小企業支援を目的に連携。H25年度から設置。

(4) 経営者保証ガイドライン周知・普及事業

- 担保・保証に拠らない融資を一層促進するため、①「経営者保証に関するガイドライン」の内容に関する相談対応、②ガイドラインに基づき、経営者保証を提供せずに資金調達を希望する事業者や、個人保証債務の整理を希望する事業者に対する専門家派遣、③周知・普及のための広報活動、④ガイドライン活用状況の実態調査などを実施します。

小規模事業者対策推進等事業

令和2年度予算案額 **59.2億円（50.3億円）**

事業の内容

事業目的・概要

- 小規模事業者は、地域の需要に応え、雇用を担うなど、極めて重要な存在です。小規模事業者にとって身近な存在である商工会・商工会議所は、地域に根差した経営指導を行っており、事業者の振興において重要な役割を担っており、平成31年度から令和5年度までの5年間で以下取組を支援します。
- 商工会・商工会議所が、「経営発達支援計画（小規模事業者支援法）」に基づき実施する小規模事業者への伴走型支援を推進します。
- 全国商工会連合会、日本商工会議所が実施する商工会、商工会議所等と連携し、地域の産業の活性化、観光開発など、地域の経済活性化に向けた取組を支援します。
- 働き方改革等、制度改正による諸課題に円滑に対応できるよう商工会・商工会議所等が、窓口相談や専門家を派遣します。

成果目標

- 経営発達支援計画の認定を受けた商工会・商工会議所の全てが目標を達成することを目指します。
- また、商工会、商工会議所が実施する地域活性化の取組を支援し、支援した事業者の売上・利益の増加を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

（１）伴走型小規模事業者支援推進事業

- 商工会・商工会議所が認定を受けた「経営発達支援計画」に基づき実施する小規模事業者の経営分析、事業計画の策定、需要開拓などに要する経費を補助します。
- 加えて、自治体と連携し、地域課題に対応する計画を策定した商工会等については、協議会の設置、企画運営に要する経費等を補助します。
- 商工会等に支援機関出身者など企業支援のノウハウや実績を有する外部の専門家をスーパーバイザーとして設置し、若手経営指導員へのOJTなどにより、支援体制の充実を図ります。

（２）地域力活用新事業創出支援事業

- 全国商工会連合会、日本商工会議所が、各地の商工会、商工会議所等と連携し、地域産業の活性化、観光ルート開発等について、全国規模での販路開拓を支援することにより、地域の持続的発展に向けた取組を支援します。

（３）専門家派遣事業

- 働き方改革、生産性向上、税制度の変更等、制度改正による諸課題に対して、小規模事業者が円滑に対応できるよう全国の商工会・商工会議所等が、窓口相談やセミナーの実施や専門家を派遣します。

（４）商工会・商工会議所等の指導事業

- 全国商工会連合会、日本商工会議所が商工会・商工会議所等を指導するための人件費や研修開催費等、商工会・商工会議所の万全な支援体制を確保するための経費を補助します。

（５）法定経営指導員講習事業

- 小規模事業者支援法の改正により、経営発達支援計画、事業継続力強化支援計画には一定の知識と経験を有した経営指導員（法定経営指導員）を関与させる必要があります。本事業では、法定経営指導員の要件の一つである知識講習を実施します。

小規模事業者経営改善資金融資事業(マル経融資等)

中小企業庁 小規模企業振興課
03-3501-2036

令和2年度予算案額 **42.5億円 (42.5億円)**

事業の内容

事業目的・概要

- 中小企業のうち特に小規模事業者は、経営内容が不安定であること、担保・信用力が乏しいこと等の理由から事業の生命線ともいべき資金確保の面で極めて困難な立場に置かれています。
- こうした状況を踏まえ、商工会・商工会議所・都道府県商工会連合会の経営指導員が経営指導を行うことによって日本政策金融公庫が2,000万円を上限に無担保・無保証人・低利で融資を行います。
- また、事業の持続的発展に取り組む小規模事業者を支援するため、経営発達支援計画の認定を受けた商工会・商工会議所による経営指導を受ける小規模事業者に対し、日本政策金融公庫が7,200万円を上限に低利で融資を行います。
- 本予算は、制度の円滑な推進を図るため、国から日本政策金融公庫に対し補給金を交付するものです。

成果目標

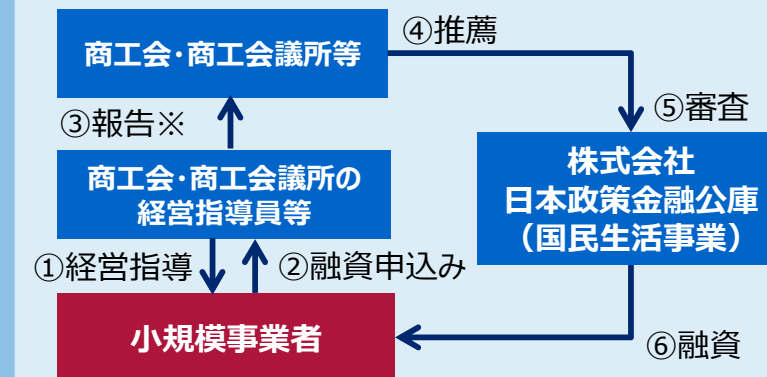
- 本融資を通じて小規模事業者の経営改善の促進を目指します。

条件(対象者、対象行為、補助率等)



事業イメージ

融資制度のスキーム



※マル経融資については、商工会又は商工会議所において審査会を開き審査を行います。

貸付条件

<小規模事業者経営改善資金(マル経)>

- 貸付限度額：2,000万円
- 貸付金利：1.21%（令和元年12月1日現在）
- 貸付期間：設備資金10年以内、運転資金7年以内
- 担保等：無担保・無保証人
- 経営指導：原則6か月以上、商工会等の経営指導を受けること

<小規模事業者経営発達支援資金>

- 貸付限度額：7,200万円（ただし、運転資金は4,800万円）
- 貸付金利：特別利率①
- 貸付期間：設備資金20年以内、運転資金8年以内